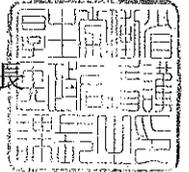


医政看発0329第9号  
平成23年3月29日

(社) 全日本病院協会会長 殿

厚生労働省医政局看護課長



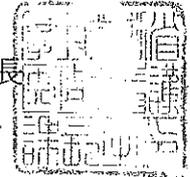
「看護師等養成所の運営に関する手引きについて」の一部改正について

標記について、別添通知を各都道府県衛生部（局）長あてに発出したので、御了知くださいますようお願いいたします。

医政看発0329第7号  
平成23年3月29日

各都道府県衛生部（局）長 殿

厚生労働省医政局看護課長



「看護師等養成所の運営に関する手引きについて」の一部改正について

保健師助産師看護師法及び看護師等の人材確保の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成21年法律第78号)により改正された保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)が平成22年4月から施行され、保健師及び助産師の基礎教育における修業年限について、それぞれ「6か月以上」から「1年以上」に延長されました。

厚生労働省においては、平成21年4月から開催された「看護教育の内容と方法に関する検討会」にて、新たな修業年限にふさわしい教育内容等について検討を行い、昨年11月に保健師教育及び助産師教育のカリキュラムの改正案が取りまとめられ、本年1月には当該取りまとめを受けて保健師助産師看護師学校養成所指定規則(昭和26年文部省・厚生省令第1号)の一部改正を行いました。また、同検討会では、本年2月28日に「看護教育の内容と方法に関する検討会報告書」が取りまとめられたところです。

今般、当該報告書を踏まえ、「看護師等養成所の運営に関する手引き」(平成13年1月5日付け看発第1号厚生省健康政策局看護課長通知)の一部を別紙のとおり改正することといたしましたので、御了知いただくとともに、貴管内の養成所への周知に関して御協力をお願いします。

なお、以下の通知は廃止することといたします。

- ・ 「助産師、看護師教育の技術項目の卒業時の到達度」について(平成20年2月8日医政看発第0208001号厚生労働省医政局看護課長通知)
- ・ 「保健師教育の技術項目の卒業時の到達度」について(平成20年9月19日医政看発第0919001号厚生労働省医政局看護課長通知)

## 看護師等養成所の運営に関する手引き

## 第1 名称に関する事項

養成所であることを示すものとし、他のものと紛らわしい名称を使用しないこと。

## 第2 学則に関する事項

次のような事項について学則の細則を定めること。

## 例 入学の選考

成績評価及び卒業の認定

健康管理

教職員の所掌事務

諸会議の運営

検定料、入学料、授業料等の金額及び費用徴収の方法

## 第3 学生に関する事項

## 1 入学資格の確認

- (1) 外国における看護師教育を修了し、保健師養成所又は助産師養成所への入学を希望する者については、厚生労働大臣が看護師国家試験の受験資格を認めた場合に限り、入学資格を有するものであるので留意されたいこと。
- (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第57条又は第90条に該当するか疑義のある者については、当該養成所のみで判断することなく都道府県担当課等に確認すること。
- (3) 2年課程、2年課程(定時制)及び2年課程(通信制)の入学資格については、以下の点に留意されたいこと。
  - ア 指導要領第3-1-(2)-イ-(イ)及び第3-1-(2)-ウ-(イ)の就業証明書とは、当該業務に従事した施設の長(2以上の施設で業務に従事したときは、従事した施設すべての長)の発行する証明書をいうものであること。
  - イ 准看護師として業務に従事した月数(2年課程及び2年課程(定時制)については36か月以上、2年課程(通信制)については120か月以上であること。)の算定に当たっては、准看護師として最初に勤務した日の属する月及び最後に勤務を終了した日の属する月は、それぞれ1か月として算定して差し支えないこと。
  - ウ 学校教育法第90条の規定により大学に入学することのできる者(高等学校又は中等教育学校を卒業した者を除く。)であって准看護師であるものは、高等学校又は中等教育学校を卒業した准看護師と同様に2年課程及び2年課程(定時制)の入学資格を有するものであること。
  - エ 入学を認める際は、准看護師籍への登録が行われているかどうかの確認を徹底して行うこと。
 

なお、学校教育法第90条の規定により大学に入学することのできる者については、入学時に准看護師免許証又は准看護師籍登録証明書を提示又は提出することができないものであっても、入学時に免許申請がなされていることを確認した場合は、准看護師免許を取得した者とみなして当面入学させて差し支えないこと。この場合においては、准看護師籍への登録が完了し次第准看護師免許証の確認を行うこと。

## 2 入学の選考

入学の選考にかかわりのない書類(戸籍抄本、家族調書等)は提出させないこと。

## 第4 教員に関する事項

## 1 専任教員及び教務主任

- (1) 指導要領第4-1-(1)、(2)、(3)及び(4)の教育に関する科目とは、教育の本質・目標、心身の発達と学習の過程、教育の方法・技術及び教科教育法に関する科目のうちから、合計4単位以上をいうこと。
- (2) 専任教員の採用に当たっては、保健師、助産師又は看護師の業務から5年以上離れている者は好ましくないこと。
- (3) 指導要領第4-1-(9)前段の趣旨は、講義(2年課程(通信制)において行う印刷教材を送付又は指定し、主としてこれにより学修させる授業及び主として放送その他これに準ずるものの視聴により学修させる授業を除く。以下同じ。)1時間を担当するには準備等に2時間程度を要することから、1人の専任教員が担当できる1週間当

たりの講義時間数の標準を15時間としたものであること。また、実習を担当する場合にあっては、実習3時間に対し1時間程度の準備等を要すると考えられるので、講義及び実習の担当時間を計画する際の目安とされたいこと。

- (4) 学生の生活相談、カウンセリング等を行う者が定められていることが望ましいこと。

## 2 実習指導教員

- (1) 実習指導教員は、保健師養成所にあつては保健師、助産師養成所にあつては助産師、看護師養成所にあつては保健師、助産師または看護師、准看護師養成所にあつては保健師、助産師、看護師または准看護師とすること。

- (2) 臨地実習において、同一期間で実習施設が多数に及ぶ場合は実習施設数を踏まえ適当数確保することが望ましいこと。

## 3 その他の教員

- (1) 看護師養成所における基礎分野の授業は、大学において当該分野を担当している教員によって行われることが望ましいこと。

- (2) 各科目を担当する教員は、経歴、専門分野等を十分に考慮して選任すること。

## 第5 教育に関する事項

- 1 各科目について、授業要綱、実習要綱及び実習指導要綱を作成すること。

- 2 授業要綱、実習要綱及び実習指導要綱の作成に当たっては、保健師養成所にあつては別表1を、助産師養成所にあつては別表2を、看護師養成所にあつては別表3及び別表3-2を参照すること。

- 3 1週間当たりの授業時間数は、全日制の場合は30時間程度、定時制の場合は15時間から20時間程度とすること。

- 4 1日当たりの授業時間数は、6時間程度を上限とすること。

ただし、実習の時間数については、実習病院等の運営の都合上やむを得ない場合にあっては、6時間を超えることがあつても差し支えないこと。

- 5 保健師養成所又は助産師養成所においては、看護師養成所で履修した教育内容との重複を避け、保健師又は助産師の実践活動の基礎となる知識についての内容を精選すること。

- 6 助産学実習において、分べん第1期のアセスメント及び支援ができ、分べん介助の途中で吸引分べん、鉗子分べんに移行した場合は、1回の分べんとして算入して差し支えないこと。

- 7 指導要領第5-4-(1)における実践活動の場以外で行う学習については、学習の目的、内容及び時間数を実習指導要綱等で明確にすること。

- 8 准看護師養成所の講義については、1時間の授業時間につき休憩10分程度を含めて差し支えないこと。また、実習については、1時間を60分とすること。

- 9 准看護師養成所においては、学科試験、施設見学、実習オリエンテーション等、各科目の教育目的を達成するのに必要な講義又は実習以外に要する時間数は、指定規則に定める当該科目の時間数の1割以内として当該科目の時間数内に算入できるものとする。

## 第6 施設設備に関する事項

- 1 学校長室、教員室、事務室、応接室、研究室、視聴覚教室、教材室、面接室、会議室、休養室、印刷室、更衣室、倉庫、体育場及び講堂を有することが望ましいこと。

- 2 2以上の養成所又は課程を併設する場合においては、共用とする施設設備は機能的に配置し、かつ、養成所又は課程ごとにまとまりを持たせること。また、総定員を考慮し教育環境を整備すること。

## 第7 実習施設等に関する事項

- 1 指導要領第7-1の実習指導者として必要な研修とは、厚生労働省若しくは都道府県が実施している実習指導者講習会又はこれに準ずるものをいうこと。

- 2 実習施設には、実習生の更衣室及び休憩室が準備されているとともに、実習効果を高めるため討議室が設けられていることが望ましいこと。

- 3 実習施設には、実習に必要な看護用具が整備、充実されていること。

- 4 実習施設は、原則として養成所が所在する都道府県内にあること。

- 5 実習病院が同時に受け入れることのできる学生数は、看護単位ごとに 10 名を限度とすること。従って、多数の学校又は養成所が実習を行う場合には、全体の実習計画の調整が必要であること。
- 6 保健師養成所における実習施設としては、市町村及び保健所以外に、病院、診療所、訪問看護ステーション、精神保健福祉センターその他の社会福祉施設、学校、事業所等を適宜含めること。
- 7 助産師養成所における実習施設としては、病院、診療所、助産所以外に、保健所、市町村保健センター、母子健康センター等を適宜含めること。
- 8 看護師養成所及び准看護師養成所における実習施設としては、病院、診療所以外に、訪問看護ステーション、保健所、市町村保健センター、精神保健福祉センター、助産所、介護老人保健施設、地域包括支援センター、介護老人福祉施設、保育所その他の社会福祉施設等を適宜含めること。
- 9 指導要領第 7—4—(2)及び第 7—5—(2)にいう主たる実習施設の条件の詳細については、次の事項に配慮すること。
  - (1) 「看護組織が明確に定められていること。」とは、次のことを意味すること。
    - ア 組織の中で看護部門が独立して位置づけられていること。
    - イ 看護部門としての方針が明確であること。
    - ウ 看護部門の各職階及び職種の仕事分担が明確であること。
    - エ 看護師の院内教育、学生の実習指導を調整する責任者が明記されていること。
  - (2) 「看護基準が作成され、活用されていること。」とは、次のことを意味すること。患者個々の看護計画を立案する上で基本とするため、看護基準(各施設が提供できる看護内容を基準化し文章化したもの)が使用しやすいよう配慮し作成され、常時活用されていること。さらに、評価され見直されていること。
  - (3) 「看護手順が作成され、活用されていること。」とは、次のことを意味すること。看護を提供する場合に必要な看護行為別の看護手順(各施設で行われる看護業務を順序立て、一連の流れとして標準化し、文章化したもの)が作成され、常時活用されていること。さらに、評価され見直されていること。
  - (4) 「看護に関する諸記録が適正に行われていること。」とは、次のことを意味すること。
    - ア 看護記録(患者の症状、観察事項等、患者の反応を中心とした看護の過程(計画、実施、実施後の評価)を記録したもの)が正確に作成されていること。
    - イ 各患者に対する医療の内容が正確に、かつ確実に記録されていること。
    - ウ 患者のケアに関するカンファレンスが行われ、記録が正確に作成されていること。

#### 第 8 寄宿舎に関する事項

学生の厚生施設として、必要に応じて寄宿舎を有すること。

#### 第 9 管理及び維持経営に関する事項

- 1 運営経費において、講師謝金、図書費等のほか、必要に応じて、機械器具費、専任教員の研修費等を計上すること。
- 2 指導要領第 8—4 の評価については、「看護師等養成所の教育活動等に関する自己評価指針作成検討会」報告書(平成 15 年 7 月 25 日)等を参照すること。

#### 第 10 2 年課程(通信制)に関する事項

2 年課程(通信制)の運営に関する指導については、第 1 から第 9 までに定めるもののほか、次によること。

##### 1 教育に関する事項

###### (1) 通信学習

通信学習の実施にあたり以下の点に留意すること。

- ア 印刷教材による授業及び放送授業等の実施に当たっては、定期的に添削等による指導を行うこと。
- イ 印刷教材による授業及び放送授業については、その教科内容の修得の程度を 1 単位ごとにレポートの提出、試験等による評価を行うことを標準とし、単位認定を行うこと。

###### (2) 臨地実習

臨地実習の実施にあつては以下の点に留意すること。

- ア 臨地実習は、各専門領域の通信学習を終えてから行うこと。臨地実習のうち基礎看護学は他の専門領域の基礎であるため、他の専門領域の臨地実習の前に履修させること。
- イ 病院見学実習を行う実習施設については、各専門領域ごとに1施設以上、当該養成所が所在する同一都道府県内に確保すること。
- ウ 学生の居住地が広域にわたる場合は、学生の利便性を考慮し実習施設を確保すること。また、施設及び実習時期の決定にあつては、当該学生の意向に十分配慮すること。
- エ 実習施設の決定にあつては、原則として現に学生が勤務している施設以外の病院を選定すること。やむを得ず、実習施設が現に学生が勤務している病院となった場合には、通常勤務している病棟と異なる病棟で実習を行う等の教育上の配慮を行うこと。
- オ 面接授業については、学生の受講の便宜を図るため、教室・実習室等の代替施設及び授業の実施に必要な機械器具を確保できる場合については、養成所以外の施設においても行えることとする。

(3) 教育実施上の留意事項

- ア 講義は、試験等を含め年間を通じて適切に行うこと。
- イ 郵便事情等による不測の事態への対処方針を定めておくこと。

2 施設設備に関する事項

- (1) 面接授業の実施に必要な教室、実習室等の施設・設備を有すること。なお、既存の課程に併設する場合は兼用することができる。
- (2) 視聴覚教室等の教室、図書室及び機械器具等については、学生の自己学習の便を図るよう配慮すること。また、図書室の管理については、学生が在宅での学習に支障を来さぬよう、貸し出し等の業務を適切に行うこと。
- (3) 学生の自己学習の便宜を図るため、図書、視聴覚教材、ビデオ等の再生機器及びインターネットの環境を整備したコンピューター等の機材等の整備を行うこと。

別表1 保健師に求められる実践能力と卒業時の到達目標と到達度

■「個人／家族」：個人や家族を対象とした卒業時の到達度

■「集団／地域」：集団(自治会の住民、要介護高齢者集団、管理的集団、小学校のクラス等)や地域(自治体、事業所、学校等)の人々を対象とした卒業時の到達度

■卒業時の到達度

I：少しの助言で自立して実施できる

II：指導の下で実施できる(教員や指導保健師の指導の下で実施できる)

III：学内演習で実施できる(事例等を用いて模擬的に計画を立てたり実施できる)

IV：知識として分かる

実践能力	卒業時の到達目標			到達度		
	大項目	中項目	小項目	個人/家族	集団/地域	
I. 地域の健康課題の明確化と計画・立案する能力	1. 地域の健康課題を明らかにし、解決・改善策を計画・立案する	A. 地域の人々の生活と健康を多角的・継続的にアセスメントする	1	身体的・精神的・社会文化的側面から客観的・主観的情報を収集し、アセスメントする	I	I
			2	社会資源について情報収集し、アセスメントする	I	I
			3	自然及び生活環境(気候・公害等)について情報を収集しアセスメントする	I	I
			4	対象者及び対象者の属する集団を全体として捉え、アセスメントする	I	I
			5	健康問題を持つ当事者の視点を踏まえてアセスメントする	I	I
			6	系統的・経時的に情報を収集し、継続してアセスメントする	I	I
			7	収集した情報をアセスメントし、地域特性を見いだす	I	I
		B. 地域の顕在的、潜在的健康課題を見いだす	8	顕在化している健康課題を明確化する	I	I
			9	健康課題を持ちながらそれを認識していない・表出しない・表出できない人々を見いだす	I	II
			10	潜在化している健康課題を見出し、今後起こり得る健康課題を予測する	I	II
			11	地域の人々の持つ力(健康課題に気づき、解決・改善、健康増進する能力)を見いだす	I	I
		C. 地域の健康課題に対する支援を計画・立案する	12	健康課題について優先順位を付ける	I	I
			13	健康課題に対する解決・改善に向けた目的・目標を設定する	I	I
			14	地域の人々に適した支援方法を選択する	I	I
			15	目標達成の手順を明確にし、実施計画を立案する	I	I
			16	評価の項目・方法・時期を設定する	I	I
II. 地域の健康増進能力を	2. 地域の人々と協働して、	D. 活動を展開する	17	地域の人々の生命・健康、人間としての尊厳と権利を守る	I	I

<p>高める個人・家族・集団・組織への継続的支援と協働・組織活動及び評価する能力</p>	<p>健康課題を解決・改善し、健康増進能力を高める</p>	18	地域の人々の生活と文化に配慮した活動を行う	I	I			
		19	プライバシーに配慮し、個人情報の収集・管理を適切に行う	I	I			
		20	地域の人々の持つ力を引き出すよう支援する	I	II			
		21	地域の人々が意思決定できるよう支援する	II	II			
		22	訪問・相談による支援を行う	I	II			
		23	健康教育による支援を行う	I	II			
		24	地域組織・当事者グループ等を育成する支援を行う		III			
		25	活用できる社会資源及び協働できる機関・人材について、情報提供をする	I	I			
		26	支援目的に応じて社会資源を活用する	II	II			
		27	当事者と関係職種・機関でチームを組織する	II	II			
		28	個人/家族支援、組織的アプローチ等を組み合わせて活用する	II	II			
		29	法律や条例等を踏まえて活動する	I	I			
		30	目的に基づいて活動を記録する	I	I			
		E. 地域の人々・関係者・機関と協働する	31	協働するためのコミュニケーションをとりながら信頼関係を築く	I	II		
			32	必要な情報と活動目的を共有する	I	II		
			33	互いの役割を認め合い、ともに活動する	II	II		
		F. 活動を評価・フォローアップする	34	活動の評価を行う	I	I		
			35	評価結果を活動にフィードバックする	I	I		
			36	継続した活動が必要な対象を判断する	I	I		
			37	必要な対象に継続した活動を行う	II	II		
		III. 地域の健康危機管理能力	3. 地域の健康危機管理を行う	G. 健康危機管理の体制を整え予防策を講じる	38	健康危機（感染症・虐待・DV・自殺・災害等）への予防策を講じる	II	III
					39	生活環境の整備・改善について提案する	III	III
					40	広域的な健康危機（災害・感染症等）管理体制を整える	III	III
					41	健康危機についての予防教育活動を行う	II	II

IV. 地域の健康水準を高める社会資源開発・システム化・施策化する能力	4. 地域の人々の健康を保障するために、生活と健康に関する社会資源の公平な利用と分配を促進する	H. 健康危機の発生時に対応する	42	健康危機（感染症・虐待・DV・自殺・災害等）に迅速に対応する	III	III	
			43	健康危機情報を迅速に把握する体制を整える	IV	IV	
			44	関係者及び関係機関との連絡調整を行い、役割を明確化する	III	III	
			45	医療提供システムを効果的に活用する	IV	IV	
			46	健康危機の原因究明を行い、解決・改善策を講じる	IV	IV	
			47	健康被害の拡大を防止する	IV	IV	
			I. 健康危機発生後からの回復期に対応する	48	健康回復に向けた支援（PTSD対応・生活環境の復興等）を行う	IV	IV
				49	健康危機への対応と管理体制を評価し、再構築する	IV	IV
			J. 社会資源を開発する	50	活用できる社会資源とその利用上の問題を見いだす	I	
				51	地域の人々が組織や社会の変革に主体的に参画できるよう機会と場、方法を提供する	III	
				52	地域の人々や関係する部署・機関の間にネットワークを構築する	III	
			53	必要な地域組織やサービスを資源として開発する	III		
		K. システム化する	54	健康課題の解決のためにシステム化の必要性をアセスメントする	I		
			55	関係機関や地域の人々との協働によるシステム化の方法を見いだす	III		
			56	仕組みが包括的に機能しているか評価する	III		
		L. 施策化する	57	組織（行政・事業所・学校等）の基本方針・基本計画との整合性を図りながら施策を理解する	III		
			58	施策の根拠となる法や条例等を理解する	III		
			59	施策化に必要な情報を収集する	I		
			60	施策化が必要である根拠について資料化する	I		
			61	施策化の必要性を地域の人々や関係する部署・機関に根拠に基づいて説明する	III		
			62	施策化のために、関係する部署・機関と協議・交渉する	III		
			63	地域の人々の特性・ニーズに基づく施策を立案する	III		
		M. 社会資源を管理・活用す	64	予算の仕組みを理解し、根拠に基づき予算案を作成する	III		

		る	65	施策の実施に向けて関係する部署・機関と協働し、活動内容と人材の調整（配置・確保等）を行う	Ⅲ
			66	施策や活動、事業の成果を公表し、説明する	Ⅲ
			67	保健・医療・福祉サービスが公平・円滑に提供されるよう継続的に評価・改善する	Ⅲ
V. 専門的自律と継続的な質の向上能力	5. 保健・医療・福祉及び社会に関する最新の知識・技術を主体的・継続的に学び、実践の質を向上させる	N. 研究の成果を活用する	68	研究成果を実践に活用し、健康課題の解決・改善の方法を生み出す	Ⅲ
			69	社会情勢と地域の健康課題に応じた保健師活動の研究・開発を行う	Ⅲ
		O. 継続的に学ぶ	70	社会情勢・知識・技術を主体的、継続的に学ぶ	I
		P. 保健師としての責任を果たす	71	保健師としての責任を果たしていくための自己の課題を見いだす	Ⅳ

別表2 助産師に求められる実践能力と卒業時の到達目標と到達度

■卒業時の到達度

I：少しの助言で自立してできる

II：指導の下でできる

III：学内演習で実施できる

IV：知識として分かる

実践能力	卒業時の到達目標			到達度	
	大項目	中項目	小項目		
I. 助産における倫理的課題に対応する能力	1. 母子の命の尊重		1 母体の意味を理解し、保護する	II	
			2 子どもあるいは胎児の権利を擁護する	II	
			3 両者に関わる倫理的課題に対応する	II	
II. マタニティケア能力	2. 妊娠期の診断とケア	A. 妊婦と家族の健康状態に関する診断とケア	4 時期に応じた妊娠の診断方法を選択する	I	
			5 妊娠時期を診断（現在の妊娠週数）する	I	
			6 妊娠経過を診断する	I	
			7 妊婦の心理・社会的側面を診断する	I	
			8 安定した妊娠生活の維持について診断する	I	
			9 妊婦の意思決定や嗜好を考慮した日常生活上のケアを行う	I	
			10 妊婦や家族への出産準備・親準備を支援する	I	
			11 現在の妊娠経過から分べん・産じょくを予測し、支援する	I	
			12 流早産・胎内死亡等の心理的危機に直面した妊産婦と家族のケアを行う	II	
			B. 出生前診断に関わる支援	13 最新の科学的根拠に基づいた情報を妊婦や家族に提示する	II
				14 出生前診断を考える妊婦の意思決定過程を支援する	III
			3. 分べん期の診断とケア	C. 正常分べん	15 分べん開始を診断する
	16 分べんの進行状態を診断する	I			
	17 産婦と胎児の健康状態を診断する	I			
	18 分べん進行に伴う産婦と家族のケアを行う	I			
	19 経膈分べんを介助する	I			
	20 出生直後の母子接触・早期授乳を支援する	I			

		21	産婦の分べん想起と出産体験理解を支援する	II
		22	分べん進行に伴う異常発生を予測し、予防的に行動する	I
	D. 異常状態	23	異常発生時の観察と判断をもとに行動する	II
		24	異常発生時の判断と必要な介入を行う	
			(1) 骨盤出口部の拡大体位をとる	I
			(2) 会陰の切開及び裂傷後の縫合を行う	III
			(3) 新生児を蘇生させる	III
			(4) 正常範囲を超える出血への処置を行う	III
			(5) 子癇発作時の処置を行う	IV
			(6) 緊急時の骨盤位分べんを介助する	IV
			(7) 急速遂娩術を介助する	II
			(8) 帝王切開前後のケアを行う	II
		25	児の異常に対する産婦、家族への支援を行う	IV
		26	異常状態と他施設搬送の必要性を判断する	IV
4. 産じょく期の診断とケア	E. じょく婦の診断とケア	27	産じょく経過における身体的回復を診断する	I
		28	じょく婦の心理・社会的側面を診断する	I
		29	産後うつ症状を早期に発見し、支援する	II
		30	じょく婦のセルフケア能力を高める支援を行う	I
		31	育児に必要な基本的知識を提供し、技術支援を行う	I
		32	新生児と母親、父親、家族のアタッチメント形成を支援する	I
		33	産じょく復古が阻害されるか否かを予測し、予防的ケアを行う	I
		34	生後1か月までの母子の健康状態を予測する	I
		35	生後1か月間の母子の健康診査を行う	I
		36	1か月健康診査の結果に基づいて母子と家族を支援し、フォローアップする	II
		37	母乳育児に関する母親に必要な知識を提供する	I

			38	母乳育児に関する適切な授乳技術を提供し、乳房ケアを行う	Ⅱ
			39	母乳育児を行えない／行わない母親を支援する	Ⅰ
			40	母子愛着形成の障害、児の虐待ハイリスク要因を早期に発見し、支援する	Ⅲ
		F. 新生児の診断とケア	41	出生後24時間までの新生児の診断とケアを行う	Ⅰ
			42	生後1か月までの新生児の診断とケアを行う	Ⅰ
		G. ハイリスク母子のケア	43	両親の心理的危機を支援する	Ⅱ
			44	両親のアタッチメント形成に向けて支援する	Ⅰ
			45	NICUにおける新生児と両親を支援する	Ⅳ
			46	次回妊娠計画への情報提供と支援を行う	Ⅱ
	5. 出産・育児期の家族ケア		47	出生児を迎えた生活環境や生活背景をアセスメントする	Ⅰ
			48	家族メンバー全体の健康状態と発達課題をアセスメントする	Ⅰ
			49	新しい家族システムの成立とその変化をアセスメントする	Ⅱ
			50	家族間の人間関係をアセスメントし、支援する	Ⅱ
			51	地域社会の資源や機関を活用できるよう支援する	Ⅱ
	6. 地域母子保健におけるケア		52	保健・医療・福祉関係者と連携する	Ⅱ
			53	地域の特性と母子保健事業をアセスメントする	Ⅱ
			54	地域組織・当事者グループ等のネットワークに参加し、グループを支援する	Ⅳ
			55	災害時の母子への支援を行う	Ⅳ
	7. 助産業務管理	H. 法的規定	56	保健師助産師看護師法等に基づく助産師の業務管理を行う	Ⅳ
		I. 周産期医療システムと助産	57	周産期医療システムの運用と地域連携を行う	Ⅳ
			58	場に応じた助産業務管理を実践する	
				(1) 病院における助産業務管理を実践する	Ⅳ
				(2) 診療所における助産業務管理を実践する	Ⅳ
				(3) 助産所における助産業務管理を実践する	Ⅳ
Ⅲ. 性と生殖のケア能力	8. ライフステージ各期の性	J. 思春期の男女への支援	59	思春期のセクシュアリティ発達を支援する	Ⅲ

	と生殖のケア (マタニティ ステージを除く)	60	妊娠可能性のあるケースへの対応と支援を行う	IV
		61	二次性徴の早・遅発ケースの対応と支援を行う	IV
		62	月経障害の緩和と生活支援をする	III
		63	性感染症予防とDV予防を啓発する	IV
		64	家族的支援と教育関係者及び専門職と連携し支援する	IV
	K. 女性とパートナーに対する支援	65	家族計画(受胎調節法を含む)に関する選択・実地を支援する	I
		66	健康的な性と生殖への発達支援と自己決定を尊重する	IV
		67	DV(性暴力等)の予防と被害相談者への対応、支援を行う	IV
		68	性感染症罹患のアセスメント・支援及び予防に関する啓発活動を、他機関と連携して行う	IV
		69	生活自立困難なケースへ妊娠・出産・育児に関する社会資源の情報を提供し、支援する	IV
	L. 不妊の悩みを持つ女性と家族に対する支援	70	不妊治療を受けている女性・夫婦・カップル等を理解し、自己決定を支援する	IV
		71	不妊検査・治療等の情報を提供し、資源活用を支援する	IV
		72	家族を含めた支援と他機関との連携を行う	IV
	M. 中高年女性に対する支援	73	健康的なセクシュアリティ維持に関する支援と啓発を行う	III
		74	中高年の生殖器系に関する健康障害を予防し、日常生活を支援する	IV
75		加齢に伴う生殖器系の健康管理とQOLを支援する	IV	
IV. 専門的自律能力	9. 助産師としてのアイデンティティの形成	76	助産師としてのアイデンティティを形成する	I

別表3 看護師に求められる実践能力と卒業時の到達目標

■実践については、教員や看護師の指導の下で行う

看護師の 実践能力	構成要素	卒業時の到達目標	
		番号	内容
I群 ヒューマン ケアの基本 的な能力	A. 対象の理解	1	人体の構造と機能について理解する
		2	人の誕生から死までの生涯各期の成長・発達・加齢の特徴を理解する
		3	対象者を身体的・心理的・社会的・文化的側面から理解する
	B. 実施する看護についての説明責任	4	実施する看護の根拠・目的・方法について相手に分かるように説明する
		5	自らの役割の範囲を認識し説明する
		6	自らの現在の能力を超えると判断する場合は、適切な人に助言を求める
	C. 倫理的な看護実践	7	対象者のプライバシーや個人情報を保護する
		8	対象者の価値観、生活習慣、慣習、信条等を尊重する
		9	対象者の尊厳や人権を守り、擁護的立場で行動することの重要性を理解する
		10	対象者の選択権及び自己決定を尊重する
		11	組織の倫理規定及び行動規範に従って行動する
	D. 援助的関係の形成	12	対象者と自分の境界を尊重しながら援助的関係を維持する
		13	対人技法を用いて、対象者と援助的なコミュニケーションをとる
		14	対象者に必要な情報を対象者に合わせた方法で提供する
		15	対象者からの質問・要請に誠実に対応する
II群 根拠に基づき、看護を計画的に実践する能力	E. アセスメント	16	健康状態のアセスメントに必要な客観的・主観的情報を収集する
		17	情報を整理し、分析・解釈・統合し、課題を抽出する
	F. 計画	18	対象者及びチームメンバーと協力しながら実施可能な看護計画を立案する
		19	根拠に基づいた個別的な看護を計画する
	G. 実施	20	計画した看護を対象者の反応を捉えながら実施する
		21	計画した看護を安全・安楽・自立に留意し実施する
		22	看護援助技術を対象者の状態に合わせて適切に実施する
		23	予測しない状況の変化について指導者又はスタッフに報告する

		24	実施した看護と対象者の反応を記録する	
	H. 評価	25	予測した成果と照らし合わせて実施した看護の結果を評価する	
		26	評価に基づいて計画の修正をする	
Ⅲ群 健康の保持 増進、疾病の 予防、健康の 回復にかか わる実践能 力	I. 健康の保 持・増進、疾 病の予防	27	生涯各期における健康の保持増進や疾病予防における看護の役割を理解する	
		28	環境の変化が健康に及ぼす影響と予防策について理解する	
		29	健康増進と健康教育のために必要な資源を理解する	
		30	対象者及び家族に合わせて必要な保健指導を実施する	
		31	妊娠、出産、育児に関わる援助の方法を理解する	
		J. 急激な健康 状態の変化に ある対象への 看護	32	急激な変化状態（周手術期や急激な病状の変化、救命処置を必要としている等）にある人の病態と治療について理解する
	33		急激な変化状態にある人に治療が及ぼす影響について理解する	
	34		対象者の健康状態や治療を踏まえ、看護の優先順位を理解する	
	35		状態の急激な変化に備え、基本的な救急救命処置の方法を理解する	
	36		状態の変化に対処することを理解し、症状の変化について迅速に報告する	
	37		合併症予防の療養生活を支援をする	
	38		日常生活の自立に向けたリハビリテーションを支援する	
	39		対象者の心理を理解し、状況を受けとめられるように支援する	
	K. 慢性的な変 化にある対象 への看護		40	慢性的経過をたどる人の病態と治療について理解する
			41	慢性的経過をたどる人に治療が及ぼす影響について理解する
		42	対象者及び家族が健康障害を受容していく過程を支援する	
		43	必要な治療計画を生活の中に取り入れられるよう支援する（患者教育）	
		44	必要な治療を継続できるようなソーシャルサポートについて理解する	
		45	急性増悪の予防に向けて継続的に観察する	
		46	慢性的な健康障害を有しながらの生活の質（QOL）向上に向けて支援する	
L. 終末期にあ る対象への看 護	47	死の受容過程を理解し、その人らしく過ごせる支援方法を理解する		
	48	終末期にある人の治療と苦痛を理解し、緩和方法を理解する		

		49	看取りをする家族をチームで支援することの重要性を理解する
IV群 ケア環境と チーム体制 を理解し活 用する能力	M. 看護専門職 の役割	50	看護職の役割と機能を理解する
		51	看護師としての自らの役割と機能を理解する
		N. 看護チーム における委譲 と責務	52
	53		看護師が委任した仕事について様々な側面から他者を支援することを理解する
	54		仕事を部分的に他者に委任する場合においても、自らに説明義務や責任があることを理解する
	O. 安全なケア 環境の確保	55	医療安全の基本的な考え方と看護師の役割について理解する
		56	リスク・マネジメントの方法について理解する
		57	治療薬の安全な管理について理解する
		58	感染防止の手順を遵守する
		59	関係法規及び各種ガイドラインに従って行動する
	P. 保健・医療・福祉チ ームにおける多 職種との協働	60	保健・医療・福祉チームにおける看護及び他職種の機能・役割を理解する
		61	対象者を取りまく保健・医療・福祉従事者間の協働の必要性について理解する
		62	対象者を取りまくチームメンバー間で報告・連絡・相談等を行う
		63	対象者に関するケアについての意思決定は、チームメンバーとともに行う
		64	チームメンバーとともに、ケアを評価し、再検討する
	Q. 保健・医療・福祉シ ステムにおける 看護の役割	65	看護を実践する場における組織の機能と役割について理解する
		66	保健・医療・福祉システムと看護の役割を理解する
		67	国際的観点から医療・看護の役割を理解する
		68	保健・医療・福祉の動向と課題を理解する
		69	様々な場における保健・医療・福祉の連携について理解する
V群 専門職者として研鑽し 続ける基本 能力	R. 継続的な学 習	70	看護実践における自らの課題に取り組むことの重要性を理解する
		71	継続的に自分の能力の維持・向上に努める
	S. 看護の質の 改善に向けた 活動	72	看護の質の向上に向けて看護師として専門性を発展させていく重要性を理解する
		73	看護実践に研究成果を活用することの重要性を理解する

別表 3-2 看護師教育の技術項目と卒業時の到達度

■卒業時の到達度

I：単独で実施できる

II：教員・看護師の指導の下で実施できる

III：学内演習で実施できる

IV：知識として分かる

項目	技術の種類		卒業時の到達度
1. 環境調整技術	1	患者にとって快適な病床環境をつくることができる	I
	2	基本的なベッドメイキングができる	I
	3	臥床患者のリネン交換ができる	II
2. 食事の援助技術	4	患者の状態に合わせて食事介助ができる（嚥下障害のある患者を除く）	I
	5	患者の食事摂取状況（食行動、摂取方法、摂取量）をアセスメントできる	I
	6	経管栄養法を受けている患者の観察ができる	I
	7	患者の栄養状態をアセスメントできる	II
	8	患者の疾患に応じた食事内容が指導できる	II
	9	患者の個別性を反映した食生活の改善を計画できる	II
	10	患者に対して、経鼻胃チューブからの流動食の注入ができる	II
	11	モデル人形での経鼻胃チューブの挿入・確認ができる	III
	12	電解質データの基準値からの逸脱が分かる	IV
	13	患者の食生活上の改善点が分かる	IV
3. 排泄援助技術	14	自然な排便を促すための援助ができる	I
	15	自然な排尿を促すための援助ができる	I
	16	患者に合わせた便器・尿器を選択し、排泄援助ができる	I
	17	膀胱留置カテーテルを挿入している患者の観察ができる	I
	18	ポータブルトイレでの患者の排泄援助ができる	II
	19	患者のおむつ交換ができる	II
	20	失禁をしている患者のケアができる	II
	21	膀胱留置カテーテルを挿入している患者のカテーテル固定、カテーテル管理、感染予防の管理ができる	II

	22	モデル人形に導尿又は膀胱留置カテーテルの挿入ができる	Ⅲ
	23	モデル人形にグリセリン浣腸ができる	Ⅲ
	24	失禁をしている患者の皮膚粘膜の保護が分かる	Ⅳ
	25	基本的な排便の方法、実施上の留意点分かる	Ⅳ
	26	ストーマを造設した患者の一般的な生活上の留意点分かる	Ⅳ
4. 活動・休息援助技術	27	患者を車椅子で移送できる	Ⅰ
	28	患者の歩行・移動介助ができる	Ⅰ
	29	廃用症候群のリスクをアセスメントできる	Ⅰ
	30	入眠・睡眠を意識した日中の活動の援助ができる	Ⅰ
	31	患者の睡眠状況をアセスメントし、基本的な入眠を促す援助を計画できる	Ⅰ
	32	臥床患者の体位変換ができる	Ⅱ
	33	患者の機能に合わせてベッドから車椅子への移乗ができる	Ⅱ
	34	廃用症候群予防のための自動・他動運動ができる	Ⅱ
	35	目的に応じた安静保持の援助ができる	Ⅱ
	36	体動制限による苦痛を緩和できる	Ⅱ
	37	患者をベッドからストレッチャーへ移乗できる	Ⅱ
	38	患者のストレッチャー移送ができる	Ⅱ
	39	関節可動域訓練ができる	Ⅱ
	40	廃用症候群予防のための呼吸機能を高める援助が分かる	Ⅳ
5. 清潔・衣生活援助技術	41	入浴が生体に及ぼす影響を理解し、入浴前・中・後の観察ができる	Ⅰ
	42	患者の状態に合わせた足浴・手浴ができる	Ⅰ
	43	清拭援助を通して、患者の観察ができる	Ⅰ
	44	洗髪援助を通して、患者の観察ができる	Ⅰ
	45	口腔ケアを通して、患者の観察ができる	Ⅰ
	46	患者が身だしなみを整えるための援助ができる	Ⅰ

	47	持続静脈内点滴注射を実施していない臥床患者の寝衣交換ができる	I
	48	入浴の介助ができる	II
	49	陰部の清潔保持の援助ができる	II
	50	臥床患者の清拭ができる	II
	51	臥床患者の洗髪ができる	II
	52	意識障害のない患者の口腔ケアができる	II
	53	患者の病態・機能に合わせた口腔ケアを計画できる	II
	54	持続静脈内点滴注射実施中の患者の寝衣交換ができる	II
	55	沐浴が実施できる	II
6. 呼吸・循環を整える技術	56	酸素吸入療法を受けている患者の観察ができる	I
	57	患者の状態に合わせた温罨法・冷罨法が実施できる	I
	58	患者の自覚症状に配慮しながら体温調節の援助ができる	I
	59	末梢循環を促進するための部分浴・罨法・マッサージができる	I
	60	酸素吸入療法が実施できる	II
	61	気道内加湿ができる	II
	62	モデル人形で、口腔内・鼻腔内吸引が実施できる	III
	63	モデル人形で、気管内吸引ができる	III
	64	モデル人形あるいは学生間で体位ドレナージを実施できる	III
	65	酸素ポンベの操作ができる	III
	66	気管内吸引時の観察点に分かる	IV
	67	酸素の危険性を認識し、安全管理の必要性が分かる	IV
	68	人工呼吸器装着中の患者の観察点に分かる	IV
	69	低圧胸腔内持続吸引中の患者の観察点に分かる	IV
	70	循環機能のアセスメントの視点が分かる	IV
7. 創傷管理技術	71	患者の褥創発生の危険をアセスメントできる	I

	72	褥創予防のためのケアが計画できる	II
	73	褥創予防のためのケアが実施できる	II
	74	患者の創傷の観察ができる	II
	75	学生間で基本的な包帯法が実施できる	III
	76	創傷処置のための無菌操作ができる（ドレーン類の挿入部の処置も含む）	III
	77	創傷処置に用いられる代表的な消毒薬の特徴が分かる	IV
8. 与薬の技術	78	経口薬（バツカル錠・内服薬・舌下錠）の服薬後の観察ができる	II
	79	経皮・外用薬の投与前後の観察ができる	II
	80	直腸内与薬の投与前後の観察ができる	II
	81	点滴静脈内注射をうけている患者の観察点が分かる	II
	82	モデル人形に直腸内与薬が実施できる	III
	83	点滴静脈内注射の輸液の管理ができる	III
	84	モデル人形又は学生間で皮下注射が実施できる	III
	85	モデル人形又は学生間で筋肉内注射が実施できる	III
	86	モデル人形に点滴静脈内注射が実施できる	III
	87	輸液ポンプの基本的な操作ができる	III
	88	経口薬の種類と服用方法が分かる	IV
	89	経皮・外用薬の与薬方法が分かる	IV
	90	中心静脈内栄養を受けている患者の観察点が分かる	IV
	91	皮内注射後の観察点が分かる	IV
	92	皮下注射後の観察点が分かる	IV
	93	筋肉内注射後の観察点が分かる	IV
	94	静脈内注射の実施方法が分かる	IV
	95	薬理作用を踏まえた静脈内注射の危険性が分かる	IV
	96	静脈内注射実施中の異常な状態が分かる	IV

	97	抗生物質を投与されている患者の観察点分かる	IV
	98	インシュリン製剤の種類に応じた投与方法分かる	IV
	99	インシュリン製剤を投与されている患者の観察点分かる	IV
	100	麻薬を投与されている患者の観察点分かる	IV
	101	薬剤等の管理（毒薬・劇薬・麻薬・血液製剤を含む）方法分かる	IV
	102	輸血が生体に及ぼす影響をふまえ、輸血前・中・後の観察点分かる	IV
9. 救命救急処置技術	103	緊急なことが生じた場合にはチームメンバーへの応援要請ができる	I
	104	患者の意識状態を観察できる	II
	105	モデル人形で気道確保が正しくできる	III
	106	モデル人形で人工呼吸が正しく実施できる	III
	107	モデル人形で閉鎖式心マッサージが正しく実施できる	III
	108	除細動の原理がわかりモデル人形にAEDを用いて正しく実施できる	III
	109	意識レベルの把握方法分かる	IV
	110	止血法の原理分かる	IV
10. 症状・生体機能管理技術	111	バイタルサインが正確に測定できる	I
	112	正確に身体計測ができる	I
	113	患者の一般状態の変化に気付くことができる	I
	114	系統的な症状の観察ができる	II
	115	バイタルサイン・身体測定データ・症状等から患者の状態をアセスメントできる	II
	116	目的に合わせた採尿の方法を理解し、尿検体の正しい取り扱いができる	II
	117	簡易血糖測定ができる	II
	118	正確な検査が行えるための患者の準備ができる	II
	119	検査の介助ができる	II
	120	検査後の安静保持の援助ができる	II
	121	検査前、中、後の観察ができる	II

	122	モデル人形又は学生間で静脈血採血が実施できる	Ⅲ
	123	血液検査の目的を理解し、目的に合わせた血液検体の取り扱い方が分かる	Ⅳ
	124	身体侵襲を伴う検査の目的・方法、検査が生体に及ぼす影響が分かる	Ⅳ
11. 感染予防技術	125	スタンダード・プリコーション（標準予防策）に基づく手洗いが実施できる	Ⅰ
	126	必要な防護用具（手袋、ゴーグル、ガウン等）の装着ができる	Ⅱ
	127	使用した器具の感染防止の取り扱いができる	Ⅱ
	128	感染性廃棄物の取り扱いができる	Ⅱ
	129	無菌操作が確実にできる	Ⅱ
	130	針刺し事故防止の対策が実施できる	Ⅱ
	131	針刺し事故後の感染防止の方法が分かる	Ⅳ
12. 安全管理の技術	132	インシデント・アクシデントが発生した場合には、速やかに報告できる	Ⅰ
	133	災害が発生した場合には、指示に従って行動がとれる	Ⅰ
	134	患者を誤認しないための防止策を実施できる	Ⅰ
	135	患者の機能や行動特性に合わせて療養環境を安全に整えることができる	Ⅱ
	136	患者の機能や行動特性に合わせて転倒・転落・外傷予防ができる	Ⅱ
	137	放射線暴露の防止のための行動がとれる	Ⅱ
	138	誤薬防止の手順に沿った与薬ができる	Ⅲ
	139	人体へのリスクの大きい薬剤の暴露の危険性および予防策が分かる	Ⅳ
13. 安楽確保の技術	140	患者の状態に合わせて安楽に体位を保持することができる	Ⅱ
	141	患者の安楽を促進するためのケアができる	Ⅱ
	142	患者の精神的安寧を保つための工夫を計画できる	Ⅱ

参考 1 「看護師等養成所の運営に関する手引きについて」の一部改正に係る新旧対照表

新	旧
<p>別添 看護師等養成所の運営に関する手引き 第1～4 (略) 第5 教育に関する事項 1 (略) 2 授業要綱、実習要綱及び実習指導要綱の作成に当たっては、<u>保健師養成所</u>にあっては別表1を、<u>助産師養成所</u>にあっては別表2を、<u>看護師養成所</u>にあっては別表3及び別表3-2を参照すること。 3 (略) 4 1日当たりの授業時間数は、6時間程度を上限とすること。 ただし、<u>実習の時間数</u>については、<u>実習病院等の運営の都合上</u>やむを得ない場合にあっては、6時間を超えることがあっても差し支えないこと。 5・6 (略) 7 指導要領第5-4-(1)における<u>実践活動の場以外で行う学習</u>については、<u>学習の目的、内容及び時間数を実習指導要綱等で明確にすること。</u> 8・9 (略) 第6 (略) 第7 実習施設等に関する事項 1～7 (略) 8 看護師養成所及び准看護師養成所における実習施設としては、<u>病院、診療所以外に、訪問看護ステーション、保健所、市町村保健センター、精神保健福祉センター、助産所、介護老人保健施設、地域包括支援センター、介護老人福祉施設、保育所</u>その他の社会福祉施設等を適宜含めること。</p>	<p>別添 看護師等養成所の運営に関する手引き 第1～4 (略) 第5 教育に関する事項 1 (略) 2 (略) 3 1日当たりの授業時間数は、6時間程度を上限とすること。 ただし、<u>実習時間</u>については、<u>実習病院等の運営の都合上</u>やむを得ない場合にあっては、6時間を超えることがあっても差し支えないこと。 4・5 (略) 6・7 (略) 第6 (略) 第7 実習施設等に関する事項 1～7 (略) 8 看護師養成所及び准看護師養成所における実習施設としては、<u>病院、診療所以外に、訪問看護ステーション、保健所、市町村保健センター、精神保健福祉センター、助産所、介護老人保健施設、在宅介護支援センター、介護老人福祉施設、保育所</u>その他の社会福祉施設等を適宜含めること。</p>

9 (略)

第8 (略)

第9 管理及び維持経営に関する事項

1 運営経費において、講師謝金、図書費等のほか、必要に応じて、機械器具費、専任教員の研修費等を計上すること。

2 指導要領第8-4の評価については、「看護師等養成所の教育活動等に関する自己評価指針作成検討会」報告書（平成15年7月25日）等を参照すること。

第10 (略)

別表 (略)

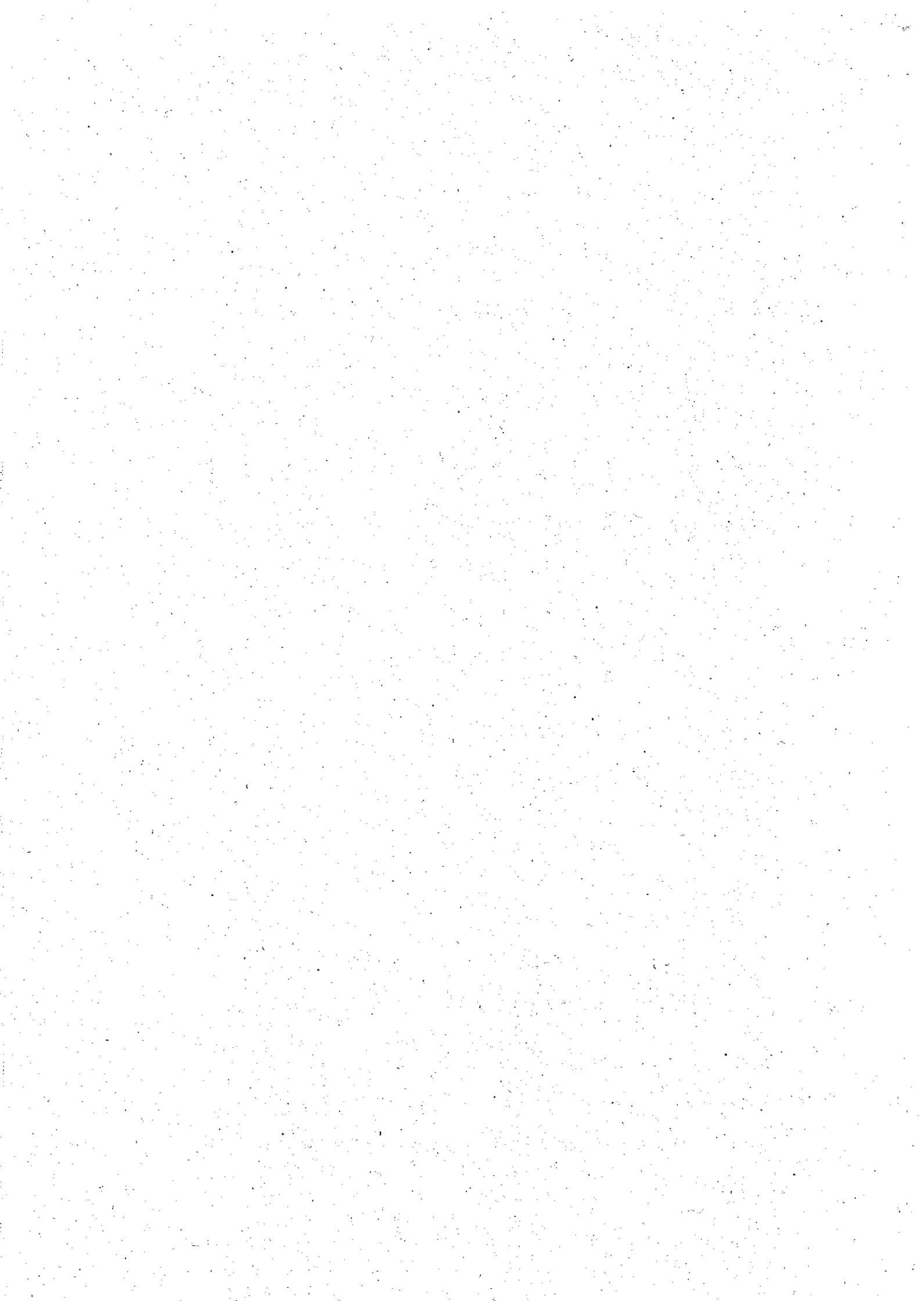
「看護師等養成所の教育活動等に関する自己評価指針作成検討会」  
報告書

看護師等養成所の教育活動等に関する自己評価指針作成検討会

平成 15 年 7 月 25 日

参照URL

<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2003/07/s0725-5.html>



## 目 次

はじめに	1
看護師等養成所の教育活動等に関する自己評価指針	
A. 看護師等養成所における自己点検・自己評価についての基本的な考え方	3
教育評価の意味	3
自己点検・自己評価の目的	3
自己点検・自己評価の対象	5
B. 看護師等養成所の自己点検・自己評価指針	6
自己点検・自己評価指針の活用にあたって	6
自己点検・自己評価カテゴリおよび下位項目一覧	8
「自己点検・自己評価カテゴリ、下位項目」「評価の考え方と点検」「資料（データ）」	
I 教育理念・教育目的	11
II 教育目標	15
III 教育課程経営	19
IV 教授・学習・評価過程	27
V 経営・管理過程	34
VI 入学	43
VII 卒業・就業・進学	45
VIII 地域社会／国際交流	47
IX 研究	49
<点検>（評価内容）一覧	51
C. 自己点検・自己評価活動の開始と継続	58
参考 委員名簿	59

はじめに

- 近年、医療の高度化・専門化の進展に対応した資質の高い看護師等が求められており、その養成への国民の期待が高まっている。
- 平成14年3月、専修学校設置基準等の改正に伴い、専修学校において教育活動等の状況についての自己点検・自己評価を行うこと、およびその結果を公表することが努力義務化された。
- このような現状にかんがみ、看護師等養成所が看護教育の充実に自主的に取り組む環境を整備する一環として、看護師等養成所の教育活動等に関する自己評価指針を作成するため、平成15年2月24日に第1回目の検討会が開催され、3回にわたって議論がなされた。
- 本検討会報告書の作成にあたって、自己点検・自己評価指針が養成所の教育活動を一律に規制することにならないようにすることや、自己点検・自己評価の対象が教育課程に偏ることなく、学生生活の支援も含めた養成所の運営のあり方全体を評価できるように留意した。
- また、自己点検・自己評価は学校設置者、専任教員、事務職員等養成所全体で取り組む必要があることから、教育に直接携わる者だけでなく、一般の人にもわかりやすい平易な表現にするように努めた。
- 今般、当検討会として看護師等養成所の教育活動等に関する自己評価指針を作成し、本報告書にとりまとめたので、これを公表するものである。

# 看護師等養成所の教育活動等に関する

## 自己評価指針

## A 看護師等養成所における自己点検・自己評価についての基本的な考え方

### 一教育評価の意味一

養成所における自己点検・自己評価は、教育評価の一環として位置づけられる。

教育評価は、教育目的・目標の実現を目指して行われる教育活動に関する決定を行うために、必要な資料を収集整理して、実際の教育が当該目標をどの程度達成したか、また達成しつつあるかを見極め、それを次の教育活動へフィードバックする手続きである。評価結果から教育活動の改善点を見出し、教育活動の質向上を目指して再計画・実施され、再び評価するというように、教育評価は循環的、継続的に行なわれてこそ意味がある。

### 一自己点検・自己評価の目的一

看護師等養成所として厚生労働大臣（准看護師養成所については都道府県知事）の指定を受けた養成所は、以後、養成所としての「教育水準の維持・向上」と「創意工夫のある教育の追究」を図ることによって、常に質の高い看護師等を養成していく責任と義務がある。各養成所はそのための「内部的品質保証の仕組み」をもっていないなければならない。この内部的品質保証の仕組みが「自己点検・自己評価」である（図1参照）。

設置主体および管理者は、養成所の教育理念の基に教育目的がどのように達成されているのかについて、また、養成所としての水準をどのように維持・向上させているのかを自己点検・自己評価できなければならない。そのためには、自己点検・自己評価について、どのような評価項目を設定し、どのように見極めるか、どのような資料やデータを収集するのか、それをどのよう

に分析するのかが等の知識と方法を必要とする。また、評価結果を活用して教育を改善していくために、改善の手だてやそれを実現していくための知識と方法も必要である。

前項の「教育評価の意味」に示したように、自己点検・自己評価は、循環的、継続的に行ない、自養成所の維持・発展につながる事が重要である。また、社会的説明責任を果たすためには、自己点検・自己評価の一環として、評価結果を計画的に公表する機会を設定することも必要である。

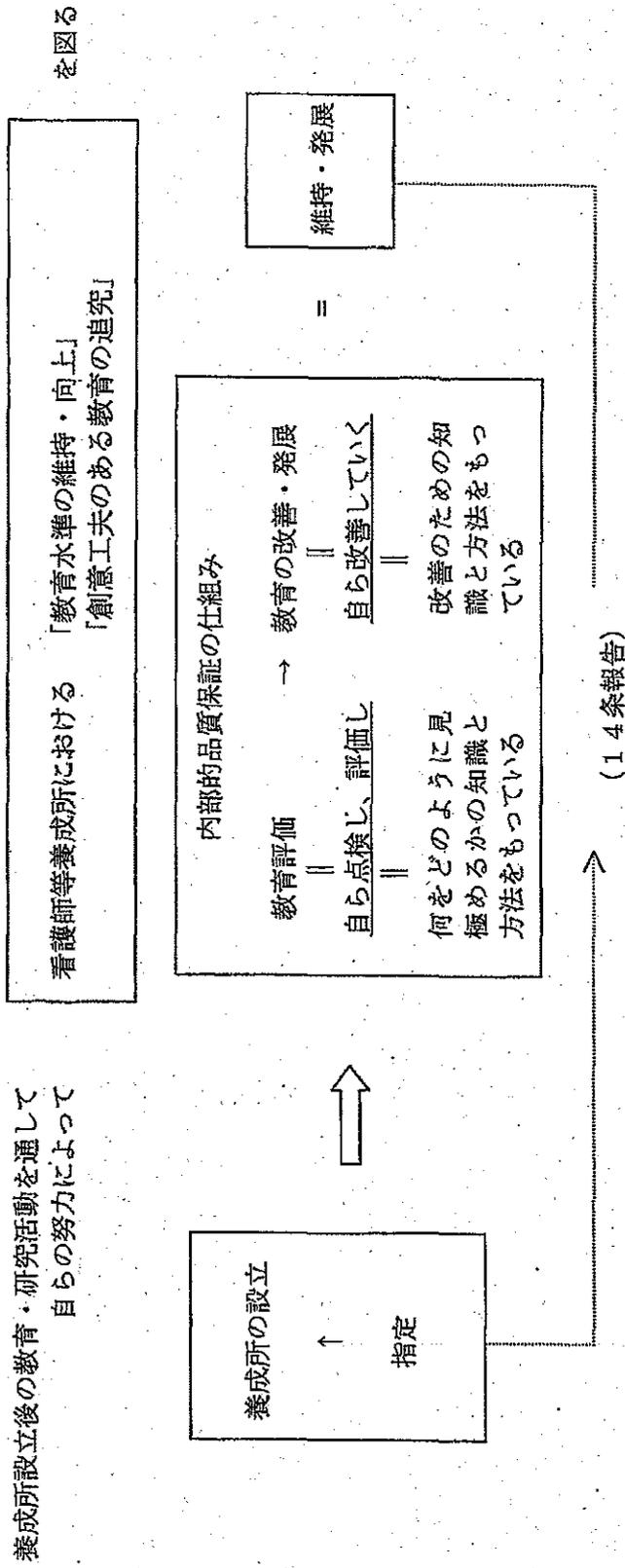


図1 自己点検・自己評価の目的

一 自己点検・自己評価の対象一

自己点検・自己評価の対象は、各養成所の教育活動であり、下図に示す9カテゴリとその下位項目からなる。

\* 下位項目一覧は7～9ページ参照

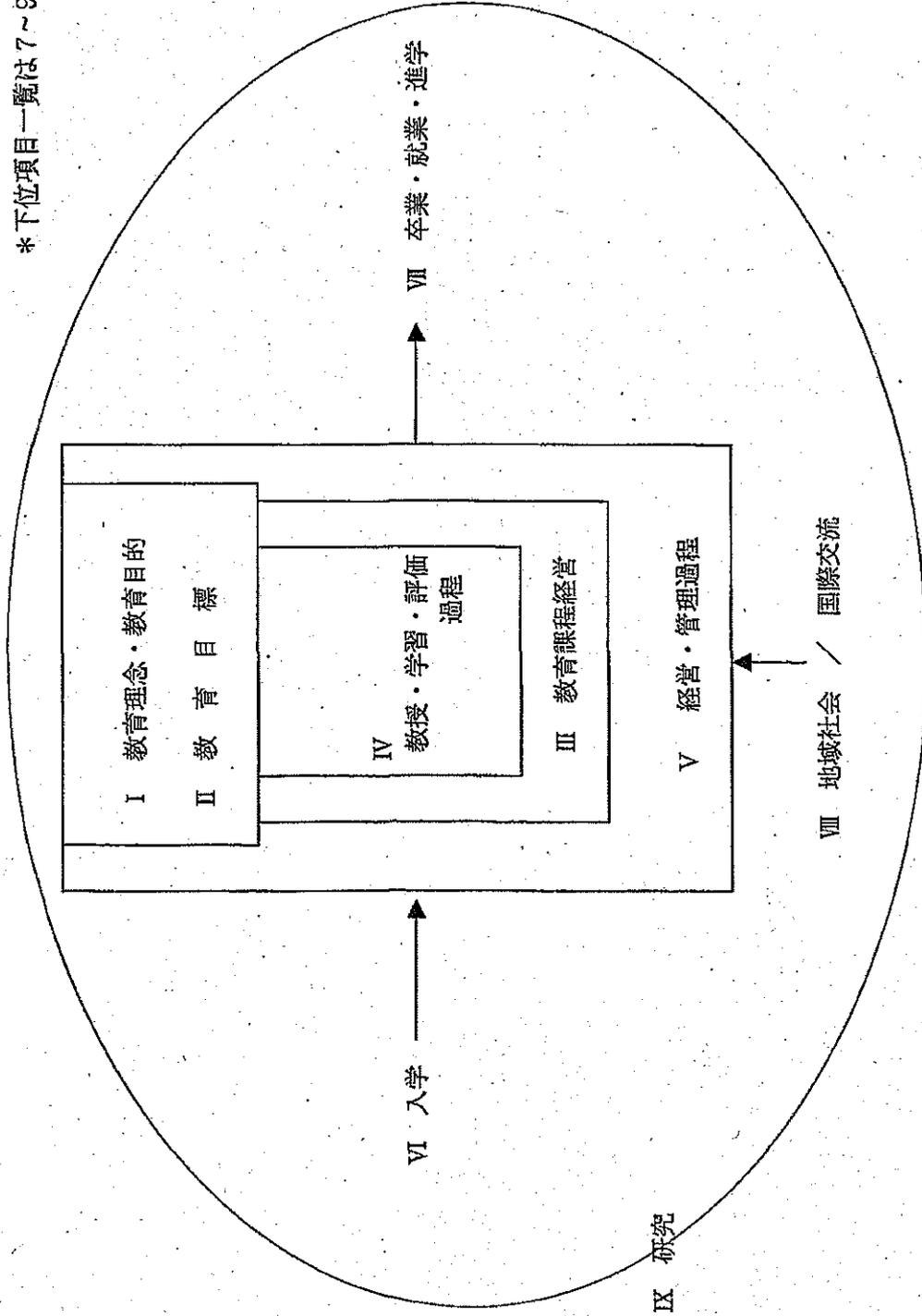


図2 自己点検・自己評価の対象

安彦忠彦『教育課程編成論』P.100  
一部加筆

## B 看護師等養成所の自己点検・自己評価指針

### 一 自己点検・自己評価指針の活用にあたって一

1. 本指針は、看護師等養成所の自己点検・自己評価のための指針として作成したものである。

保健師養成所、助産師養成所、看護師養成所、准看護師養成所それぞれに異なる状況や背景があり、本指針がその全てを網羅できるとはならないので、各養成所においては、自養成所の状況を踏まえて活用する必要がある。

2. 本指針は、「自己点検・自己評価カテゴリ、下位項目」、「評価の考え方」と『点検』、「自己点検・自己評価のために必要とする「資料（データ）」および、「点検（評価内容）一覧」により構成されている。

3. 「評価の考え方」は、各養成所において、自己点検・自己評価についての知識と方法を理解しながら進めることができるように、各自己点検・自己評価のカテゴリおよびその下位項目について、どのように見極めていけばよいかを基本的な説明を含めて記述している。

4. 本指針の中で示している「資料（データ）」は、「評価の考え方」の内容を点検・評価する上での目安として示している。その具体的な内容（どのようなもの）や量（どの程度）については、各養成所が自ら考え、選択していくものである。

5. 「点検」は、「評価の考え方」と「資料（データ）」から、自己点検・自己評価のカテゴリがどのような状況になっているのかを明確に捉えるための視点として設定した。

6. <点検>（評価内容）一覧では、各カテゴリの『評価の考え方』と『点検』のなかに設定した「点検」を一覧できるようにした。また、自養成所の現状を測定できるように、尺度を設定した。カテゴリごとに設定した「点検」と、この一覧に表示し

た<点検> (評価内容) とは、基本的には同じものであるが、尺度を用いて評価する際の評価内容を明確にするために、各「点検」項目に含まれる要素を分けて表示してある。

本指針においては、この尺度のみを単独で使用するのではなく、「評価の考え方」と「資料(データ)」を十分に理解した上で活用することに意味がある。

7. 本指針は各養成所が活用して、自己点検・自己評価した結果に基づいて改善の方向を見出し、その方向に向かうための指針であり、養成所間の相対的レベルを測るものではない。

8. 評価のカテゴリーは9領域あり、「点検」は67項目(125点)を設定しているが、最初から一度に全てのカテゴリーに取り組むことは時間的・労力的に困難である。自己点検・自己評価は継続的に、計画的に実施することに意味があるので、1で述べたように各養成所の状況に応じて、実際に取り組めるカテゴリーや項目から始めることが望ましい。

9. <点検> (評価内容) 一覧を用いて行った評価得点が高くなることは、「評価の考え方」の内容が示すように、各養成所が自らの設定した教育理念・教育目的の実現に向けて、看護師等養成所としての水準が向上するように努力していることを示すものである。

\*本指針において、「教師」は、「学術・技芸を教授する人」(広辞苑1998)として、教育を行う個人を表している場合に用いている。一方、「教員」は、「学校に勤務して教育を行う人」(同上)として、組織員としての意味や、勤務等に関連する内容を表す場合に用いている。

自己点検・自己評価カテゴリーおよび下位項目一覧

カテゴリー	下位項目	カテゴリー	下位項目
I 教育理念・ 教育目的	1 法的整合性と独自性 2 教育理念・教育目的の意義と周知 3 看護専門職についての考え 4 看護教育についての考え 5 学習・教育観と学生観 6 教育理念・教育目的の評価	III 教育課程 経営	1 教育課程経営者の活動 2 教育課程編成の考え方と具体的な構成 3 教育内容の階層的関連性と配分の考え方 4 科目・単元構成 5 教育計画 1) 単位履修の考え方 2) 科目の配列 6 教育課程評価の体系 1) 単位認定の考え方 2) 評価の体系 7 教員の教育・研究活動の充実 1) 教員の専門性を高める体制 2) 教員の自己研鑽を保障するシステム 3) 教員の相互研鑽を保障するシステム 8 学生の看護実践体験の保障 1) 実習施設の選択と開拓 2) 実習目標達成のための実習施設との協力体制 3) 臨地実習指導者と教員の協働 4) 学生からケアを受ける対象者の権利の尊重 5) 臨地実習における安全対策
II 教育目標	1 教育理念・教育目的の一貫性 2 目標内容の側面と到達レベルの側面 3 設定意図とその明確性、実現可能性 4 教育目標の評価 5 継続教育との関連		

<p>IV 教授・学習 ・評価過程</p>	<p>1 授業内容と教育課程との一貫性 2 看護学としての妥当性 3 授業内容間の関連と発展 4 授業の展開過程 1) 授業形態の選択 2) 授業の対象学生の構成と指導方法 3) 指導技術の工夫 4) 教材・教具の活用と開発</p> <p>5 目標達成の評価とフィードバック 1) 評価の計画性 2) 評価結果の活用</p> <p>6 学習への動機づけと支援 1) シラバスの提示 2) 学習の支援体制</p>	<p>V 経営・管理 過程</p>	<p>1 設置者の意思・指針 2 組織体制 1) 意思決定機関・意思決定システムの明確性 2) 組織の構成と教職員の任用の考え方 3) 教職員の資質向上についての考え方と対策</p> <p>3 財政基盤の整備 4 施設設備の整備 1) 整備の考え方と計画性 2) 看護学の発展や医療・看護へのニーズ、学生層の変化に対応する整備 3) 学生および教職員のための福利厚生 の整備</p> <p>5 学生生活の支援 1) 学修継続への支援体制 2) 学習困難への支援体制 3) 社会的活動への支援体制 4) 卒業後の進路選択への支援体制</p> <p>6 養成所に関する情報提供 1) 教育活動に関する関係者への情報提供 2) 広報活動</p> <p>7 養成所の運営計画と将来構想 1) 年間の運営計画と評価 2) 短期計画 3) 中・長期計画 自己点検・自己評価体制 1) 自己点検・自己評価の組織 2) 資料、データの収集、蓄積 3) 資料、データの分析、解釈 4) 課題や改善点への取り組み 5) 第三者評価、結果の公表</p>
-------------------------------	---	---------------------------	---

<p>VI 入学</p>	<p>1 入学者の選抜の考え方と教育理念・教育目的との一貫性 2 選抜の公平性 3 選抜方法の妥当性 4 入学希望者開拓への取り組み</p>	<p>VIII 地域社会／ 国際交流</p>	<p>1 地域社会と交流するための体制 1) 地域社会への貢献とニーズの把握 2) 地域社会における資源の活用 2 国際交流のための体制 1) 学生・教員の国際的視野を広げるためのシステム 2) 留学生の受け入れ等に関する対応</p>
<p>VII 卒業・就業・ 進学</p>	<p>1 進路選択の状況と教育理念・教育目的との整合性 2 卒業時の看護実践能力および卒業後の活動状況の評価</p>	<p>IX 研究</p>	<p>1 教員の研究的姿勢の涵養 2 教員の研究活動の保障と評価 1) 研究活動の保障 2) 研究活動の評価</p>

自己点検・自己評価カテゴリ 下位項目	「評価の考え方」と「点検」	資料 (データ)
I 教育理念・教育目的	<p>社会の変化に対応し、医療・看護に対する人々のニーズを満たし、質の高い看護を提供する看護師等の養成は、看護師等養成所の責任である。科学技術が高度化・細分化し、価値観が多様化するなかで、看護の質の保障をどのように担っていくかの意識のもとに、看護師等の教育は行われなければならない。これからのことを捉え、各養成所の教育に対する考え方、教育活動全般に関する指針を示したものが教育理念・教育目的である。</p>	<p>1 教育理念・教育目的を表示した文書 2 教育理念・教育目的がどのような考えから導き出されたかを記述した文書</p>
1 法的整合性と独自性	<p>看護師等の教育は保健師助産師看護師法、教育基本法、学校教育法、専修学校設置基準、保健師助産師学校養成所指定規則（以下、指定規則）に基づいており、これらの法律を遵守する必要がある。一方で、養成所は、時代の要請、地域の要請を把握することによって、自養成所の設置の必要性、存在意義を常に意識化し、自養成所の個性や特徴を明確にもつ必要がある。</p>	<p>3 関連する法律との整合性を検討した結果について記述した文書 4 養成所の個性・特徴・建学精神について記述した文書</p>
2 教育理念・教育目的の意義と周知	<p>教育理念・教育目的は、養成所が担う社会的責任から、誰にでもわかるように明示する必要がある。学生にとっては学習活動の指針を示すものであり、教員にとっては教育活動の指針を示すものである。両者がそれぞれ目的達成の方向性を理解できるように、具体的に実現可能なものを表示する必要がある。さらに、教育理念・教育目的の評価にあたり、以下3～5に挙げる項目内容についても十分に検討する必要がある。</p>	<p>5 学生及び教員が教育理念・教育目的をどのようにに認知し、学修及び教育活動に活かしているかを示すデータ</p>
3 看護専門職についての考え方	<p>看護師等は看護学を修得した専門職である。看護師等の養成にあたり、看護専門職に求められる専門性、自律性、倫理性、判断力、実践力についての考え方を明らかにする必要がある。同時に、看護の対象である人間、健康、社会（環境）をどのようにに捉え、看護をどのようにに捉えるかについても教育理念に明確に示さなければならない。看護の捉え方が教育課程の編成を決定し、教育の結果としての看護専門職の像を決定する。</p>	<p>6 看護、看護専門職、看護基礎教育をどのようにに捉えているかを記述した文書</p>

#### 4 看護教育についての考え

看護師等を養成するための看護基礎教育において、どのような人材を養成したかを明確に示す必要がある。看護師等の教育は、人々の健康の保持・増進に関わる社会的責任を担っているという認識に立って行なわれなければならない。さらに、社会に対し、看護の質を保証するため、どのような教育内容、教育方法、教育環境を整えているかを示さなければならない。

また、養成所が設置されている地域において、養成所は地域の将来の医療の質を左右する看護師等の養成を担っている。さらに養成所は、単なる看護師等の養成に止まらず、医療に関する様々な情報提供や学習の場としての役割も期待されている。

養成所は、設置者の理念の実現の場である。設置者の理念の実現をどのように教育に具体化するか、地域との連携をどのように図っていくのかも、養成所の方針として重要である。

#### 5 学習・教育観と学生観

学習・教育の捉え方によって学生への関わり方は異なってくる。学生は自ら学ぶ存在、一人の人間として尊重される存在である。学生が自己教育力を身につけ、自ら積極的に看護を追求していく姿勢を育成することが重要である。また、社会人学生の増加傾向を考えると、個々の背景を尊重し、学生の多様化に対応することも必要である。

学生が自ら学ぶことを支援するためには、学習環境(物的・人的環境、特に教員・職員)を整えることが大切である。つまり、教育理念・教育目的の実現を可能にするためには、学習環境の整備が重要であることの意味している。具体的に、誰が、何を、どのようにする方法で教育理念・教育目的の実現を可能にするかを検討し、明示する必要がある。

#### 6 教育理念・教育目的の評価

教育理念・教育目的は固定されたものではなく、継続的な改善を前提として設定されなければならない。社会的ニーズ、学生の背景は常に変化し、看護学も学問的な発展をしている。時代を担う看護師等を養成するため、それらの変化、発展の方向性を把握・分析・解釈した上で、教育理念・教育目的の評価することは必須のことである。評価にあたっては、卒業時における学生の教育目的の達成状況が指標となる。教育の結果をどのように評価するのかについての考え方、

7 学習者である学生の捉え方について記述した文書

8 学生の学びを支援するための学習環境(特に教員・職員)について記述した文書

9 卒業時における学生の到達度を示す資料

10 教育理念・教育目的の点検・評価計画

具体的な方法を示し、効率的、効果的な評価計画を示す必要がある。

〈点検〉

- 1 教育理念・教育目的は自養成所の教育上の特徴を示しており、かつ、法との整合性があるか
- 2 教育理念・教育目的は、学生にとって学修の指針になるように具体的に明示され、実際に指針となっているか
- 3 養成する看護師等の質を保障するために、どのような教育内容、教育方法、教育環境を整えようとしているかを述べているか
- 4 看護、看護学教育、学生観について、教師の教育活動の指針になるように明示し、実際に指針となっているか
- 5 養成する看護師等が卒業時点においてどのような資質を有すべきかを明示し、その資質は、社会に対する看護の質を保障するのに妥当であるか

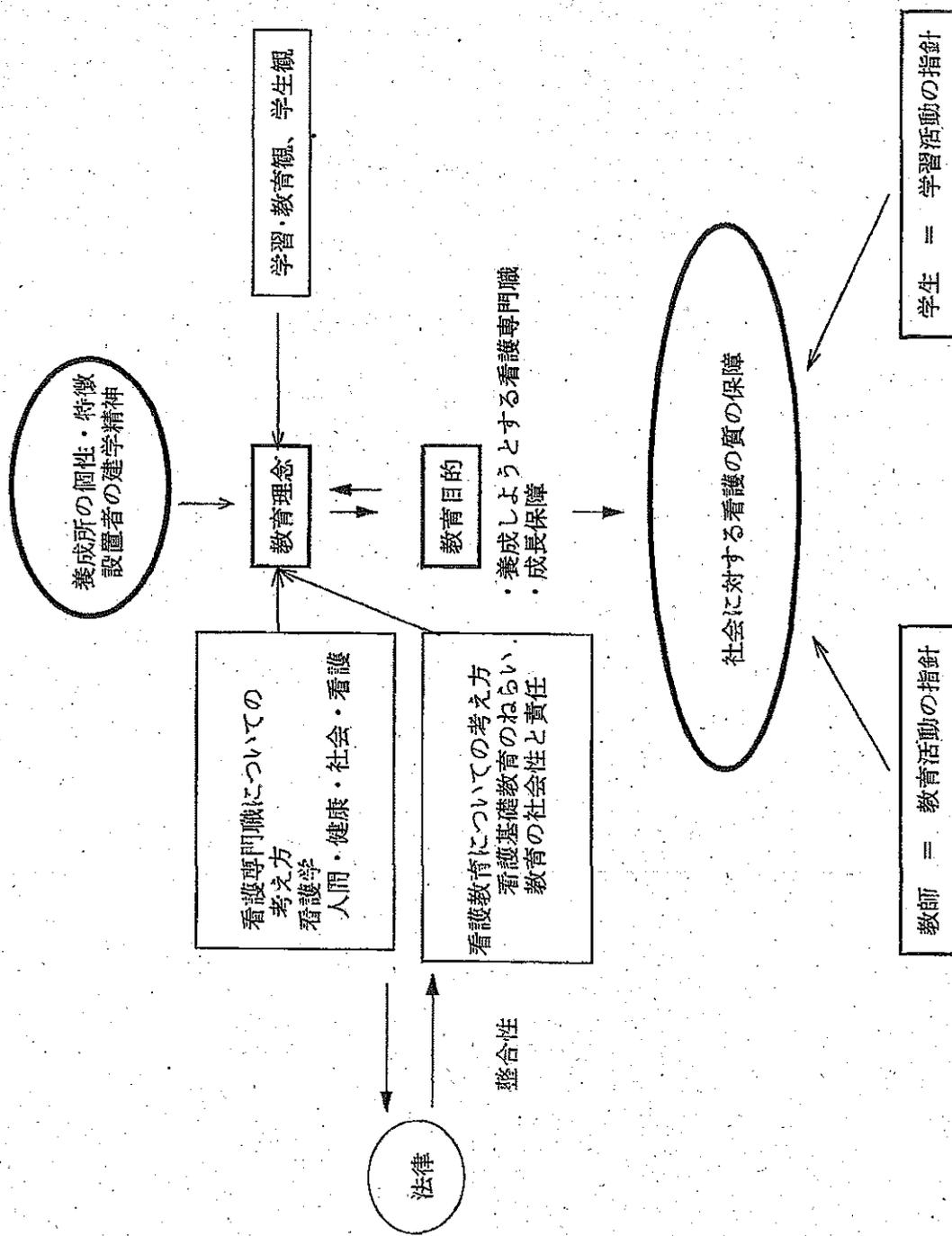


図3. 教育理念・教育目的の設定に含むべき条件

自己点検・自己評価カテゴリ、  
下位項目

<p>II 教育目標 1 教育理念・教育目的との一貫性</p>	<p>教育目標は、教育理念・教育目的を達成するために必要な教育内容を、目標として設定したものである。教育内容は、教育的に意図した学習経験のまとまりごとに区分され、科目-単元-1回ごとの授業の内容として組織化される。教育目標もそれに対応し、(分野別目標-領域別目標-科目目標-単元目標-授業単位の目標へと展開していく段階的な構造を成す。</p> <p>教育目標は設定した教育内容を網羅し、目標階層の最上位に位置する。すなわち、すべての科目の授業を通して、最終的に修得してほしい能力を具体的に示すものであり、教育活動の最終的なゴールをあらわすものとして明示する必要がある。</p> <p>したがって教育目標はまず、教育理念・教育目的と一貫したものでなくてはならない。</p>	<p>11 教育目標及びその目標設定の意図を記述した文書 →学則、履修要覧、養成所案内</p>
<p>2 目標内容の側面と到達レベルの側面</p>	<p>教育目標の設定にあたっては、教育理念・教育目的の実現のために、どのような内容をどのレベルまで到達させるか、目標内容の側面と達成レベルの側面からの検討が必要である。</p> <p>目標内容については、看護実践者としての能力の育成と、看護専門職としての生涯学習の視点から、自律した学習者としての能力の育成、つまり成長保障に関する検討が必要となる。具体的には、獲得しなればならない専門的な看護の知識・技術、多職種の人々とチームを組む、自ら意思決定し行動するために必要な倫理性、自律性、責任性、協調性、柔軟性、生涯教育の原動力となる探求性、グローバル化が進む社会に対応するための国際性等の側面から検討する必要がある。養成所は、これらの側面から検討した教育内容を教育できる体制を整えることや、継続教育との関連を検討する必要がある。</p> <p>到達レベルについては、達成目標、向上目標、体験目標の区別を明確にし、目標内容と対応して表示する必要がある。</p>	
<p>3 設定意図とその明確性、実現可能性</p>	<p>教育目標は、学生にとつては、学習活動の明確な方向とその達成を評価する基準として欠くことができないものであり、教師にとつては、</p>	

教育活動の指針となる。そのため、目標の羅列に終わらず、教育目標について理解が得やすいように、設定意図を明確に示し、各養成所の独自性を明らかにすることが重要である。教育目標は、社会の人々や学生が理解できるように、期待する具体的行動や思考の特徴をわかりやすく、かつ、実現可能なものとして表示する必要がある。

#### 4 教育目標の評価

教育理念・教育目的は不変のものではなく、社会の変化や看護・教育に関する捉え方の変化、あるいは、不断の評価活動によって検討され、修正されるものである。それに伴い、教育目標も常に点検・評価し、具体的な教育内容の抽出・精選、教育の方法論、教授・学習活動へと結びつけていく必要がある。教育目標は看護実践者としての能力、自律した学習者としての能力育成の到達目標を示していることから、目標到達度を把握し、教育活動にフィードバックすることが必要である。

#### 5 継続教育との関連

社会が期待する看護師等の養成は、看護基礎教育と卒業後の継続教育との一貫性によって初めて可能となる。看護基礎教育と継続教育の一貫性を保障するためには、看護専門職に必要な知識、技術、態度をどこまで看護基礎教育で獲得させる必要があるかを判断し、教育目標に反映させる必要がある。卒業生を受け入れた施設は効率的、効果的な教育プログラムを作成できる。逆に、養成所は施設側が看護基礎教育に何を求めているかの情報を提供してもらうことによって、より具体的な教育目標の設定が可能となる。さらには、大学への編入学等も視野に入れ、卒業後の発展的な学習につながるように教育目標を検討する必要がある。社会にとって必要な一専門職業人としてあり続けるためには、社会の変化に対応して看護のあり方を自ら思考し、生涯において学習を続ける能力を、看護基礎教育の段階で育成しておくことが必要である。自ら学び続けることが、看護の対象に対し看護の質を保障することにつながる。以上より、教育目標の設定にあたっては、看護の専門職教育全般を視野に入れ、基礎教育としての到達レベルをどこに置くかについて明

- 12 卒業時の看護実践力の到達状況
- 13 国家試験の合格状況
- 14 就業後の就労状況に対する施設側の評価
- 15 卒業生の看護実践力についての自己評価
- 16 卒業生の専門分野における認定資格の取得状況や大学・大学院への入学・編入学状況
- 17 目標設定と継続教育との関連性について記述した文書

確にしておく必要がある。

〈点検〉

- 1 教育理念・教育目的と教育目標が一貫しているか
- 2 教育目標は、設定した教育内容を網羅し、かつ、最上位の目標として、教育活動のゴールが読みとれるものとして示しているか
- 3 教育目標において、目標内容と到達レベルが対応し、具体的で実現可能な目標として明示しているか
- 4 看護実践者としての能力を育成する側面と、学習者としての成長を促すための側面から教育目標を設定しているか
- 5 卒業後の継続教育の考え方を示した上で、看護基礎教育として教育目標を設定しているか

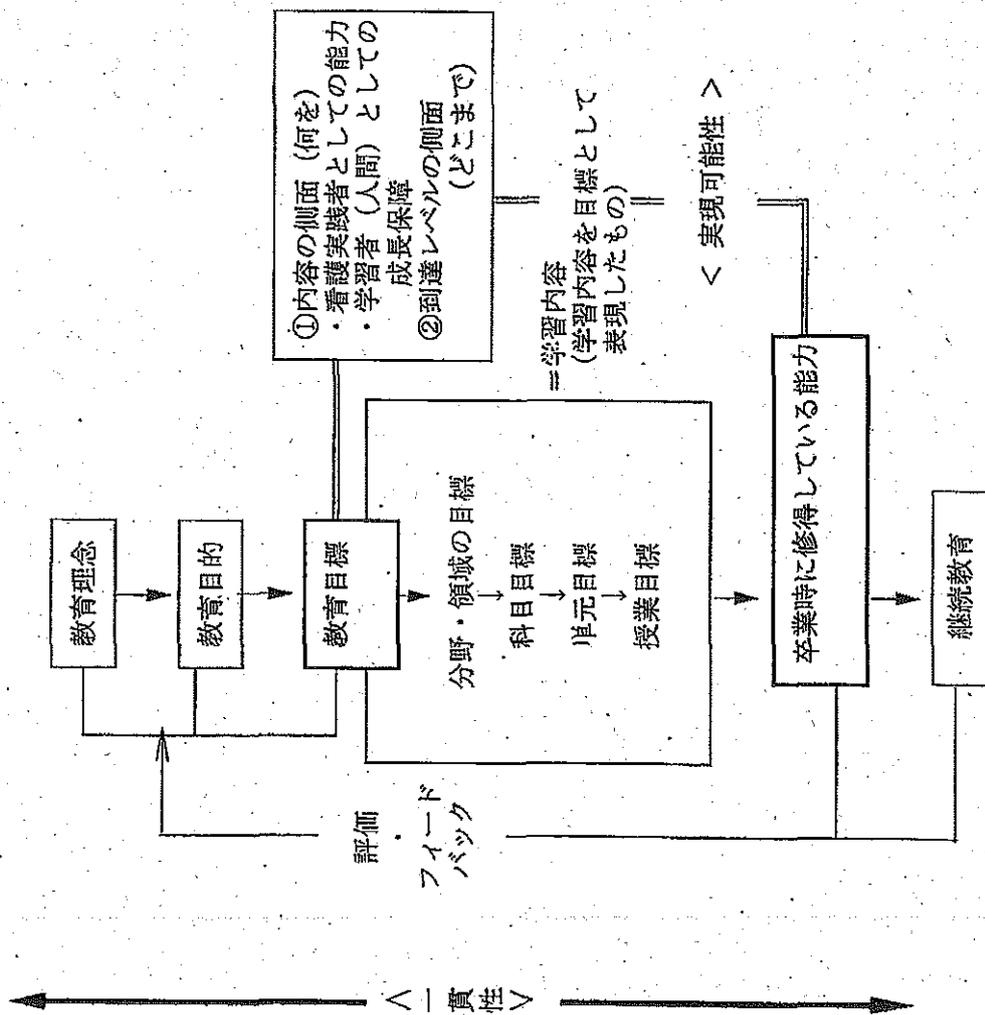


図4. 教育課程における教育目標の位置づけと設定に含むべき条件

自己点検・自己評価カテゴリー、  
下位項目

「評価の考え方」と「点検」

資料（データ）

Ⅲ 教育課程経営  
1 教育課程経営者の活動

教育課程経営とは、教育課程を編成し、運営する活動を意味している。教育課程編成は、教育課程編成委員会等によって組織的に行われ、組織の目的、機能、役割が明確に規定される必要がある。教育課程の運営は、養成所の教務主任等の職位にある者によって遂行される。教育課程の運営は教授・学習・評価過程（授業）と経営・管理過程をつなぐ活動である（図2参照）。編成した教育課程が授業としてどのよう実践され、評価されるか、評価結果をどのように教育課程の改善につなげるかを明確にする必要がある。教育課程編成委員会、教育課程運営者、授業を実践する教員は連携し、教育的、教育目標の達成に向けて、養成所全体が一貫した活動を行なわなければならない。

<点検>

- 1 教育課程編成者と教職員全体は、教育課程と授業実践、教育評価の関連性を明確に理解した上で、教育理念・教育目的の達成に向けて一貫した活動を行っているか

2 教育課程編成の考え方と  
具体的な構成

教育課程の編成にあたっては、基礎とする教育課程編成の考え方が明確でなければならない。指定規則に示された教育内容を単に遵守するだけでなく、また、伝統的な学問の体系に固執することなく、各養成所が主体的に教育課程を編成することが重要である。看護師等の養成のために、どのような教育課程が適切であるかを考える必要がある。学生の成長だけでなく、学習への動機づけ、学問への興味・関心、追究等を意図して、どのような内容を基本として設定するか、何を必修とするか、何を選択とするか等についても、考えが明確になっている必要がある。

18 教育課程編成委員会等の目的、機能、役割を示した文書

19 編成した教育課程の評価と教育課程改善の考え方を示した文書

20 教育課程編成の考え方と具体的な構成を示した文書

<点検>

- 1 看護学の内容、求める学修の到達および学生の成長について明確な考え方と根拠をもつて教育課程を編成しているか

3 教育内容の階層的関連性と配分の考え方

基礎分野、専門基礎分野、専門分野についての考え方と、各分野の具体的な内容についての考え方を明示する必要はある。つまり、基礎分野として設定した内容がなせ基礎と位置づけられるか、何に對する基礎かが明確である必要がある。専門基礎分野についても同様に、設定した内容が専門分野のどの内容と、どのように関連するかが明確である必要がある。専門分野は、看護学の内容で構成されるが、看護師等を養成するために必要な内容が選択されていること、基礎分野、専門基礎分野との関連が明確であることが必要である。指定規則には各分野の履修単位が明確に定められている。各養成所は、指定規則に従いつつ、養成所の裁量で各分野に設定した教育内容に、それぞれだけの単位と時間数を配当するかの根拠をもつ必要がある。単位数と授業にかけられる時間数は、設定した教育内容がどのように授業に具現化され、学生の学びの体験になるのかを予測して設定する必要がある。

4 科目・単元構成

設定された各分野の教育内容は、さらに、科目として区分・構成される。つまり、科目は、既存しているのではなく、教育理念・教育目的、教育目標との一貫性のもとに、意図的にまとまりをつけ、区分して構成されるものである。したがって、カリキュラム編成にあたっては、この科目構成の考え方が明確でなければならぬ。どのような科目を構成するか、設定された各分野の科目(群)が直接的に各養成所の教育理念・教育目的を反映し、養成所の特徴を示すものとなる。養成所独自のものであり、かつ、医療の現状や将来性を見据えた上で、看護師等の養成のための科目として妥当であることが、文献検討等を踏まえて十分に検討されなければならない。科目が構成されたならば、その科目の内容をさらに授業実践に向

- 21 教育内容の階層的関連性、配分の考え方を明示した文書  
→ 学生便覧、履修要覧等

- 22 科目・単元構成の考え方を明示した文書

けて、より下位のまとまり（通常、単元といわれる）をつける。ここにおいても、単元間の重複や関連性が明確に意識され、単元は科目目標と整合性がなければならぬ。

<点検>

- 1 科目と単元の構成にあたって、明確な考えと根拠があり、その考え方は教育理念・教育目的、教育目標との整合性があるか
- 2 構成された科目と単元は看護師等を養成するのに妥当であり、かつ養成所の特徴をあらわしているか

5 教育計画

1) 単位履修の考え方

養成所は、指定規則に定められた修業年限を遵守した上で、学生が効果的に学修できるように、科目の履修方法を考慮しなければならぬ。そのためには、単位制の基本的な考え方を十分に理解し、単位修得の期限、それに基づいた教育計画を立案する必要がある。従来の、通年で単位を修得する考え方だけではなく、生涯学習の理念を踏まえ、学生が単位を履修できる方法を可能な限り柔軟に取り入れ、学修支援の方法として提示する必要がある。どのような内容を、いつ、どのような頻度で履修させるかの考え方が明確でなければならぬ。単位履修の方法とそれに伴う制約は、教師、学生の双方に理解されるよう、明示されていなければならない。

2) 科目の配列

養成する看護師等の質を維持するためには、学生が科目間の関連を十分に理解すること、さらに、各科目で修得した知識・技術が統合されて理解に至っていることが重要である。この意味において、科目の配列（履修の順序性）は意図的に計画されなければならない。

<点検>

- 1 単位履修の方法とその制約について、教師、学生の双方がわかるように明示し、その方法は学生の単位履修の支援となっているか

23 教育計画：単位履修の考え方を示した文書

→学生便覧、履修要覧等

2 単位履修制の考え方を踏まえつつ、看護師等になるための学修の質を維持できるように科目の配列をしているか

6 教育課程評価の体系  
1) 単位認定の考え方

単位認定は、養成所が設定した教育内容を修得したことを学生に対して認めるものであり、社会的には、卒業時には、看護師等として必要な能力を学修したことを保証するものである。したがって、単位認定の考え方には、教育理念・教育目的、教育目標との一貫性がなければならぬ。また、養成所が設定している全科目についての評価の時期、評価基準（認定基準）は明確に設定されていなければならず、これを各科目担当者が理解していることが重要である。

単位認定の方法は、学修の支援になるように、学生に明示する必要がある。そして、生涯学習の観点から学修を支援する意味において、大学等、他の高等教育機関における履修単位が相互に認められる（単位互換）体制を整えることも必要である。

2) 評価の体系

教育課程の評価は、直接的には教育目的、教育目標の達成を見極め、改善していく活動である。したがって、個々の授業の結果としての学生の到達状況や、単位認定結果だけではなく、教師を対象とした評価、学習環境を対象とした評価、経営管理過程を対象とした評価等、多角的に資料を収集し、分析する必要がある。そのためは、何を評価対象とし、資料をどう収集するか、時期、具体的な手段を明確にする必要がある。

客観的な評価資料を多角的に得るためには、たとえば、教師を対象とした評価では学生による授業評価を、経営・管理過程の評価では第三者による評価を、意図的に取り入れる必要がある。

そして、分析方法や評価結果の活用の仕方、データの蓄積方法等についても明確にしておく必要がある。

また、評価結果によつて、評価者が不利をこうむることのないように配慮することも必要である。

24 単位認定の考え方、方法を明示した文書

25 教育課程の評価をどのように行うかを示した資料

<点検>

- 1 単位認定の基準および方法は、看護師等に必要な学修を認めるものとして十分に根拠があり、また、妥当であるか
- 2 他の高等教育機関と単位互換が可能な体制を整えているか
- 3 教育課程を評価する体系が整っており、また、結果の活用における倫理規定が明確になっているか

7 教員の教育・研究活動の充実  
1) 教員の専門性を高める体制

学生が専門分野において教育目標を達成するためには、教員が自らの専門領域を担当し、指導する体制を整えることが必要である。そのために、領域の特徴、学生数、履修形態等を考えあわせて、各領域の教員の配置人数、担当教育内容の割り振り、他の領域の教員との協力体制等を考慮し、指導体制を整える必要がある。また、教員が担当する授業科目数、時間数は、教員によって偏りがなく、授業に對する準備時間等を保障して、適切に配分される必要がある。

2) 教員の自己研鑽を保障するシステム

教員は、それぞれ専門領域をもち、その領域の教育課程の運用の責任を担う。教員自らが専門領域について学問的に追究していく姿勢をもつことを保障する支援システムをつくることも必要である。具体的には、研修や研究活動への取り組み、学会への参加等に対して、時間的、予算的な対応を明確にしておく必要がある。

3) 教員の相互研鑽を保障するシステム

教育目標の達成のために、教員には日々の授業を充実させ、常に評価していく能力、つまり自らの教育力を高めるための取り組みが求められる。教育課程の運用という視点から考えると、これは一人の教師の問題ではなく、教師集団として教育力を高めようとするという捉え方を必要とする。教育力を高めるためには、具体的には、日々の教育活動について、授業案、教育方法のあり方を情報交換したり、研究会等で互いに検討し合う機会を定期的に設定したりすることなどが考えられる。特に新任教員や経験の少ない教員にとっては、学習の場に参加することには有意義である。これらの活動は、教員自身

26 教員の担当科目及び担当時間数

27 教員の自己研鑽を保障するシステム及び実施状況を記述した文書  
研究会・研究活動への経済的、時間的な支援システム及び参加状況  
研修日の設置及び運用

28 教員の相互研鑽を保障するシステム及び活動状況について記述した文書

→ 授業案検討会  
研究会

が問題意識をもって自主的に運営することが望ましい。  
教育課程運用にあたっては、このような相互研鑽のシステムを背景に、教員それぞれが刺激し合い、学び合う文化を創りあげることが重要である。

<点検>

- 1 教員の担当科目と担当時間数は、専門性を発揮できるように配分し、かつ、授業の準備をする時間とれる体制を整えているか
- 2 教育課程の実践者である教員が、自ら成長できるための自己研鑽、相互研鑽のシステムを整えているか

8 学生の看護実践体験の保障

1) 実習施設の選択と開拓

看護師等養成所の特徴として、臨地実習がある。臨地実習施設を選択する場合、看護学の教育施設として、養成所の教育理念・教育目的、教育目標を達成するのに適した施設であるかどうかを第一に考慮しなければならぬ。そのためには、医療施設としての理念、看護の考え方、看護体制等についての情報を得、分析しておく必要がある。

実習施設の事情や他校の実習との重なりで、実習施設を変更しなければならぬ場合が往々にしてあるので、学生の学習の保障のため、新たな実習施設の開拓も視野に入れておくことが必要である。

2) 実習目標達成のための実習施設との協力体制

臨地実習の場は、学生にとって看護の実践を学ぶ場であり、専門職業人としてのモデルを見出す場でもある。したがって、学生が看護への関心を高め、充実感を味わえるように、実習の場を調整することが必要である。そのためには、実習施設の責任者をはじめ、看護師長、臨地実習指導者から、実習目標についての理解を得るような働きかけが不断に必要である。連絡会、学習会を設けて情報交換を行うことにより、養成所と実習施設が同じ目標に向かって協力体制を整える必要がある。

また、看護に必要な物品や実習中に必要な図書、カンファレンスルーム等の整備についても、実習施設の協力を得ることによって、

29 臨地実習施設の選択、学生の配置についての方針および施設との連絡・調整をどのようにして得て指導体制を整備しているかを示す資料

臨地実習場における学習環境を整えることが可能になる。  
以上のように実習施設を整備する一方で、養成所は、学生が実習施設で確実に看護実践を学習できるように、実習施設の患者数、患者の健康段階や疾病構造、提供される看護の内容等を考慮して、適正な学生数を配置する必要がある。

### 3) 臨地実習指導者と教員の協働

臨地実習において、臨地実習指導者と教員は、協力しながら学生に対する指導を行う。臨地実習指導者は看護の実践について豊富な経験をもつことから、看護の対象者の日々変化する状況に応じて、学生が適切なケアを提供できるように指導することを期待される。一方教員には、学生のレディネスに配慮し、臨地実習における学生の体験の意味づけを教育的視点に立って指導することが期待される。両者の指導によって学生の学習が成り立つので、学生、患者の日々の状況に合わせて、学習内容、指導方法の選択ができるよう、連携を図ることが必要である。

臨地実習指導者は、学生の学習に大きな影響を与えることから、臨地実習指導者は、学生に、実習指導者講習会等を受講していただくことが必要である。また、受け入れる学生数や学習段階に際しては、適当な人数が配置されることも必要である。

### 4) 学生からケアを受ける対象者の権利の尊重

学生が看護を実践することによって、看護の対象となる患者・家族等の権利やプライバシーが侵害されることのないように、養成所と実習施設は患者の権利とプライバシーの保護に関する基本的な考え方を明確にしておく必要がある。さらに、患者への協力依頼は、実習施設と養成所が行うだけでなく、学生自身が行うことができよう。教育やケアの必要がある。また、患者に関する情報を記載した実習記録やケアスタディの資料等を安易に取り扱わないように教育することでも重要である。このような看護の学習者としての基本的な態度や行動については、臨地実習前に計画的に身につけさせる必要がある。

### 5) 臨地実習における安全対策

臨地実習において、学生自身が事故を起こしたり、巻き込まれたりしないとは言えない（事故には医療事故のみではなく感染に関する内容も含む）。また、学生が加害者になる可能性も考えしておく必要がある。事故予防のため、学生に対して事故の考え方、実習に

30 臨地実習で学生が受け持ちとなる患者の権利とプライバシーの保護について、養成所と実習施設の考え方を示した文書

31 学生の臨地実習中に発生する事故への対応を示した文書

関連する事故の現状や対策について教える等、実習の進度に合わせ、系統的に安全教育を実施していく必要がある。また学生の事故発生の実態を把握、分析し、安全対策に活かすシステムをつくることも重要である。さらに、事故が発生した場合、事故の関係者や学生への影響を可能な限り最小限に止めるよう、対策を講じる体制も整える必要がある。

<点検>

- 1 臨地実習施設は、各看護師養成所の個別の教育理念・教育目的、教育目標を理解し、学生の看護実践の学習を支援する体制を整えているか
- 2 臨地実習指導における学生の学びを保障するために、臨地実習指導者と教員がそれぞれの役割を明確にし、協働体制を整えているか
- 3 学生からケアを受ける対象者の権利を尊重するための考え方を明示し、学生への指導を計画的に行っているか
- 4 臨地実習において学生が関係する事故を把握、分析し、安全教育、安全対策を計画的に行っているか

自己点検・自己評価カテゴリ、  
下位項目

IV 教授・学習・評価過程  
1 授業内容と教育課程との  
一貫性

授業内容は各科目の教育課程上の位置づけ・目標のみならず、養成所の教育理念・教育目標との一貫性を意識して設定する必要がある。教授・学習・評価過程は授業と同義であり、教師が教授し、学生が学習する過程は、教師と学生の双方向コミュニケーションにおいて成立することを前提にしている。また、授業としての教授・学習評価過程は、教育内容、教師の3要件によって成り立つ。このように授業を受ける当該の学生は、学生一般ではなく、個別の特徴をもって、当該授業の内容を理解しておかなければならない。したがって、当該授業の内容は、当該学生に合わせたものであることが必要である。

2 看護学としての妥当性

授業内容が、看護学の内容として妥当性をもつためには、看護観、学習・教育観、学生観を明確にもつ看護師等の資格を有する教師によって設定される必要がある。また、担当教師の専門性や得意分野に偏った内容ではなく、今日の看護学を構成する科目や単元、当該授業の意図にそった内容であることが必要である。

3 授業内容間の関連と発展

教師は授業を構成する際、他の授業との関連を明確に理解しておく必要がある。例えば、専門分野の内容が基礎分野あるいは専門基礎分野の内容とどう関連するか、専門分野の内容間ではどう関連するかについて理解していることが必要である。その上で学生の理解を効果的に助けるために、授業内容の発展性を考え、既習の内容を他の授業でも意図的に反復すること等により、内容間の関連を学生が理解できるように促す必要がある。

32 授業内容のまとまりの考え方  
各科目の教育課程上の位置づけ  
・目標を記述した文書  
→学生便覧、履修要覧、シラバス

<点検>

- 1 当該授業の内容は、教育課程との関係において当該学生のための授業内容として設定しているか



4 授業の展開過程  
1) 授業形態の選択

授業を展開するにあたっては、まず第一に授業形態が選択されなければならない。授業形態としては、講義、演習、実験、実習がある。教師は、各授業形態の特徴を十分に理解した上で、設定した授業内容に適した形態を選択し、ワンパターン化しないように工夫する必要がある。

看護基礎教育における実習という授業形態は、各看護学の講義・演習により得た知識・技術を看護の対象者実践すること、既習の理論・知識・技術の統合を図ることが可能である。看護実践力を備えた学生を養成するために重要な授業形態である。とはいえ、学習の段階や授業内容の関連性、授業内容との関係性が十分考慮された上での実習でなければ、理論・知識・技術が統合されないことはいまでもない。

2) 授業の対象学生の構成と指導方法

授業を受ける学生の構成によって指導方法を分類すると、クラスや学年をひとまとまりとした一斉授業、小集団(グループ)指導、個別指導がある。教師は当該授業において、学生をどのように構成して指導を行うか、それぞれの特徴を十分に理解した上で選択する必要がある。

3) 指導技術の工夫

実際の授業の展開では、学生の理解や、学習意欲、課題の追究を支援するために、教師は多様な指導技術を駆使し、授業展開を工夫する必要がある。具体的な指導技術としては、説明、発問、指示、演示等がある。また、レポート課題の設定等において、学生が負担感のみに感じることがないように、自己学習能力の育成のために教師が支援することも教育方法の一つとして重要である。

設定した授業は、常に一人の教師で指導する必要はない。各教師がもっている専門領域や経験を効果的に活用し、複数の教師で授業を行う方法等も考えられる。例えば、複数の教師が科目や単元を分担して受け持つ方法もあれば、当該授業を複数の教師が行う方法もある。看護技術教育においては、学生の技術の習得を確実なものにするために、複数の教師で行う演習形態の授業が効果的である。

いずれの場合においても、授業内容の考え方や教育方法の一貫性や統一性について教師間で十分に検討し、協力体制を整えることが不可欠である。

33 教育方法の考え方を具体的に授業の内容・方法を記述した文書  
→シラバス

34 具体的な授業の展開過程を示した資料  
→講義計画・実施資料  
演習計画・実施資料  
実習計画・実施資料

35 学生に課す課題や支援の内容を示した資料

36 教員会議記録、領域別会議記録

4) 教材・教具の活用と  
開発

教材・教具は先に述べた教師の指導技術の一環として、学生の理解を助け、深めるために欠くことができない。教師には、看護の各領域に適した教材を意図的に選択し、効果的に活用する能力や、既製の教材・教具の活用にとまらず、自ら教材を作成・工夫する能力も必要である。また、学生がシミュレーションモデル等を活用し、自己学習するように指導することも必要である。

<点検>

- 1 授業内容に応じた授業形態（講義、演習、実験、実習）を選択しているか
- 2 授業展開に用いる指導技術についての考え方を授業計画等に明示し、実践しているか
- 3 当該授業の展開過程の他に、学生の学習が深化、発展するための方法を意図的に選択し、学習を支援しているか
- 4 学生に対し効果的な教育・指導を行うために、教員間の協力体制が明確になっているか

5 目標達成の評価と  
フィードバック  
1) 評価の計画性

当該授業を進める過程において、学生の理解の状況をどのように把握し、授業の目標をどのように達成するか、そのための形成的評価を授業の流れの中でどのように行うか等、授業における評価は、授業の進め方を判断するために必要である。授業の評価は、単元の教授・学習過程を計画的に評価し、必要に応じて授業展開を修正・改善することにつながるものである。

2) 評価結果の活用

学生は看護の専門教育を受ける者として、自らの学習の経過や成果を認識し、主体的に学習し続けることが期待される。したがって、教師からの評価結果は、自らの学習をより深めるために活用されなければならない。  
したがって、評価結果が公正で明確であれば、学生は自己の学習課題を把握しやすくなり、学習意欲を向上させることができる。提出されたレポートや試験成績、実習記録等は、適切な時期に返却され、学

37 授業の展開過程における評価の考え方とその計画を記述した文書

38 授業評価の結果を整理した資料

39 教授・学習過程における評価のフィードバック状況がわかる資料

生が自己の学習活動に活用できるようにすることが重要である。

40 提出物・試験結果の返却状況  
→レポート・実習記録等

<点検>

- 1 評価計画を立案、実施し、評価結果に基づいて実際に授業を改善しているか
- 2 学生および教育活動を多面的に評価するために、多様な評価の方法を取り入れ、目標の達成状況を明確に捉えているか
- 3 評価の方法について、特に単位認定のための評価については、学生に公表（認定基準等）し、公平性があるか

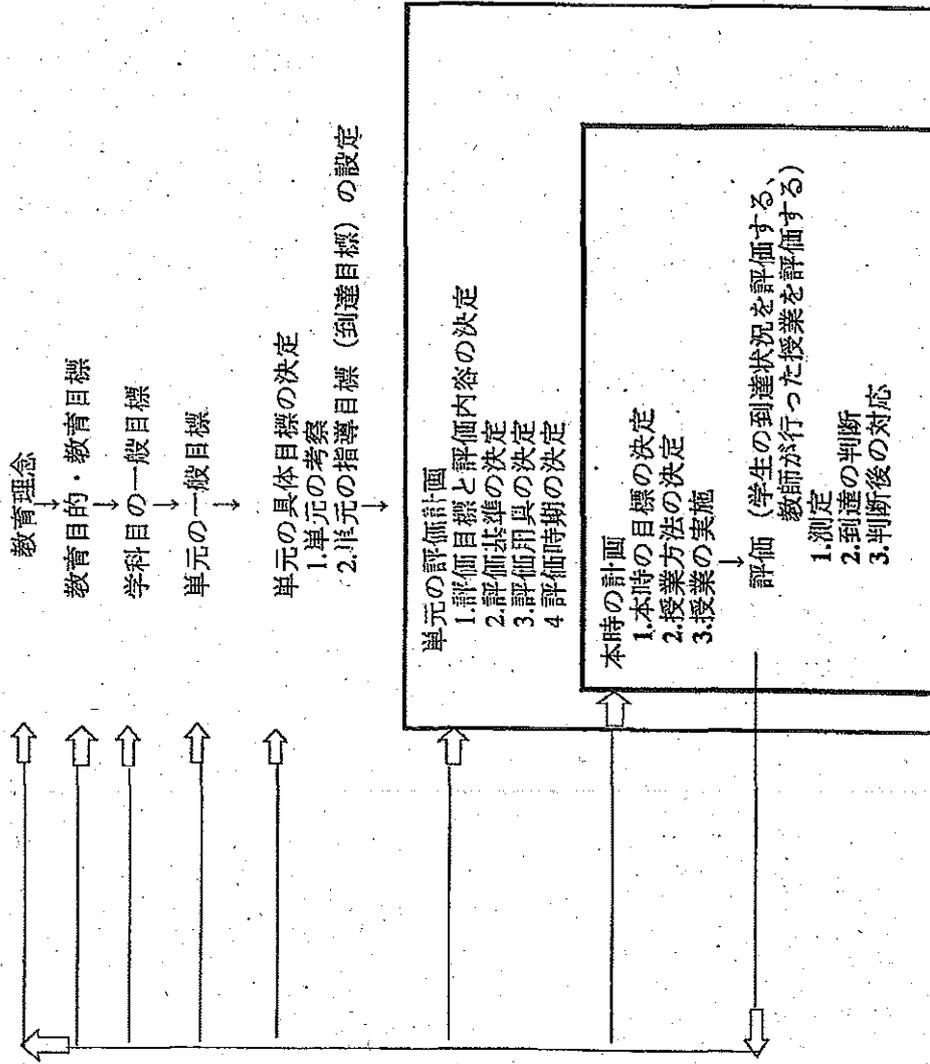


図 6. 教育課程における単元評価のフィードバックシステム

## 6 学習への動機づけと支援

### 1) シラバスの提示

学生が授業を受けるにあたって、授業のねらい、進め方、参考文献等を予め知ることは、授業への主体的参加を促し、興味・関心を高め、理解を深める上で重要である。そのために、シラバスの提示が必要である。シラバスは、授業内容がどのような意図で、どのような内容として設定されているかを、学生が理解しやすいように、また、興味・関心をもてるように、具体的に記述されていることが重要である。

さらに、シラバスを教師間で共有できるように整えておくことは、学習への支援が、養成所全体としての一貫性をもつ上で必要である。

### 2) 学習の支援体制

学習への動機づけをより確かなものにするために、学生は、授業前にも、授業後にも、当該授業に対する興味・関心や理解がより深まるような支援を必要とする。そのためには、必要時、教師の助言・指導を受けられる体制を整えておく必要がある。学生が教員に対して、いつでも自由に疑問を投げかけ学び合う文化を形成していくことは重要である。特に、実習期間中は日々の実習終了後に自己学習することが必須であり、学生が抱える多様な問題を教師が共有し、指導する時間を保障することが学習の支援体制につながる。また、図書室や情報処理室を開放する等、自己学習ができる環境を提供することも求められる。

41 授業のねらい、内容、テキスト、文献等を明示している授業の計画を示す文書

→シラバス等

42 学習の支援体制を示す資料

### <点検>

- 1 シラバスの提示や学習への指導は、養成所全体としての一貫性を持ち、学生の学習への動機づけや支援になっているか

自己点検・自己評価カテゴリ、 下位項目	「評価の考え方」と「点検」	資料（データ）
V 経営・管理過程		43 養成所としての主体的意図を明記した文書
1 設置者の意思・指針	<p>設置者の意思は、教育理念・教育目的と合わせて、養成所の教育・研究活動の指針となるものである。設置者は、資格試験受験資格を付与する機関としての設立の意図を踏まえ、養成所をより発展させていくための主体的な指針を明示する必要がある。</p> <p>設置者の意思は、直接的には、設置者の命を受けた管理職にある者の経営・管理の考え方のもとに、経営・管理過程を通して実現される。したがって、管理職にある者は、養成所の組織体制、財政基盤、施設設備の整備、学生生活の支援、養成所に関する情報提供、養成所の将来構想、自己点検・自己評価体制について、どのような考え方に基き、どのように経営・管理にあたるかを明確にする必要がある。経営・管理の考え方は、設置者が示す指針との一貫性がなければならない。</p> <p>設置者の意思・指針と経営・管理にあたる者の考え方は、教職員に浸透していることが重要である。</p>	44 経営・管理にあたって、管理職にある者の考え方を示した文書
	<p>&lt;点検&gt;</p> <p>1 養成所の設置、教育理念・教育目的、教育課程経営、教育評価、および養成所の管理運営に関する管理者の考え方について、設置者の意思との一貫性をもって明示し、かつ、教職員はそれを理解しているか</p>	45 教職員が経営・管理にあたる者の考え方をどのように理解しているかを示す資料
2 組織体制		46 養成所の組織体制と意思決定システムを明確に規定する文書
1) 意思決定機関・意思決定システムの明確性	<p>養成所の経営・管理にあたって、明確な規定に基づいて意思決定機関・意思決定のシステムを組織する必要がある。規定の中には、養成所の経営・管理にあたる者の権限や、意思決定システムを構成する各組織の相互の役割機能を明示する必要がある。</p> <p>さらに、意思決定システムは、各組織やその構成員の意思や考え方を十分に反映するように、また決定事項等を周知するように整えることが必要である。</p>	47 職務分掌を明記した文書

2) 組織の構成と教職員の任用の考え方

また、この組織体制は、養成所の拡大、発展に伴って、柔軟に再構築されるものとして考えることが重要である。

教育理念・教育目的を達成し、教育・研究活動の成果を収めるためには、養成所の組織体制を確固としたものにする必要がある。看護師等の養成に最も適切と思われる教職員の組織をつくるために、それぞれの役割機能を明確にし、必要かつ十分な教職員を揃えることが重要である。

教員の任用にあたっては、看護学の各専門領域を確実に指導できるように、看護教員養成課程等の修了者を任用すること、各領域毎に指導体制が整うように、適正配置を考えて教員を選考する必要がある。また、資格審査、任免、昇格等について明確である必要がある。これらは、授業科目を担当する非常勤講師の選定にもあてはまる。

さらに、教員は授業を行うだけでなく、図書に関することや、後述する「学生生活への支援に関すること」に、多大な時間を割かなければならない現状がある。この点からも、教員の任用・配置においては、十分に検討する必要がある。

また、養成所は、教育活動のみではなく経営管理、事務組織によって支えられ、成り立っていることから、管理職、事務職員についても、養成所の教育理念・教育目的を達成する観点から任用・配置が考慮される必要がある。

3) 教職員の資質向上についての考え方と対策

各教員の専門性や教育的資質、管理・事務職員の資質をどのように維持・向上を図るかの考え方が明確である必要がある。また、教職員の倫理や福利厚生に関する規定についても明確である必要がある。

<点検>

- 1 組織体制は養成所の教育理念・教育目的を達成するために意思決定のシステムや権限、役割機能が明確であり、かつ組織構成員の意思の反映や決定事項を周知できるように整えているか
- 2 組織の構成と教職員の任用、および、教職員の資質の

48 組織の構成と教職員の任用の考え方を明示した文書  
 教職員の選考、資格審査、任免、昇格等に関する規定を明記した文書  
 講師選定の考え方を明記した文書

49 教職員の資質や役割機能を維持・向上するための考え方や対策を明示した文書

50 教職員の倫理規定、福利厚生について明示した文書

向上についての考え方と対策は、教育理念・教育目的を達成するために整合性をもっているか

3 財政基盤

養成所の運営にとつて、財政基盤は重要課題である。学生の教育にかかる費用のみならず、教員の教育的資質向上のための必要経費、学習・教育環境の整備費等、常に十分な財源を確保する必要がある。学習・教育が効果的に実施されるように、収入の基盤、支出の根拠が明らかであることが重要で、管理者は、どのようにして財政基盤を整えるかの基本的な考え方を明確にしておかなければならない。また、教職員が、自らの所属する養成所がどのような財政基盤に基づいて成り立っているかを十分に理解していることも重要である。さらに、教員は教育的観点から、事務職員は事務的な観点からの意見を養成所の経営・管理過程に反映できるようにしていることが必要である。

51 財政基盤の根拠を示す資料

52 財政基盤についての教職員の理解状況を示す資料

<点検>

- 1 養成所の財政基盤をどのように確保するかについて明確な考え方もち、学習・教育の質の維持・向上につながるようになっているか
- 2 教職員は、養成所がどのような財政基盤によって成り立っているかを理解し、それぞれの観点から財政についての意見を経営・管理過程に反映できるようにしているか

4 施設設備の整備  
1) 整備の考え方と計画性

効果的に教育目的を達成するために、学習・教育環境を整えることは当然である。指定期則の遵守にとどまらず、より良い環境の中で教育・学習が行われるようにする必要はある。そのためには、管理者がどのような考え方のもとに学習・教育環境を捉え、整えようとしているかが問われる。看護師等養成所として、規模の大小があ

53 施設設備の考え方と整備計画を示す資料

っても、学習・教育環境において質的な格差がないように常に意識し、意図的、計画的に整備していくことが重要である。整備の考え方には、学生および教職員の活動が安全かつ快適であるかについても含む必要がある。

2) 看護学の発展や医療・看護へのニーズ、学生層の変化に対応する整備

看護師等養成は、専門職を養成するのであるから、学習・教育環境として、特に専門図書・文献資料や、専門技術を習得するための機械器具等は、単に看護師等養成所の運営に関する指導要領に示されている数量の維持に止めるべきではない。看護学の発展や医療・看護へのニーズの変化に対応して、教育内容、教育方法も変化・発展していくので、可能なかぎり最新のものに更新、充実させる必要がある。

さらに、専門技術を学習・教育するための機械器具等および実習室は、学生が自己学習時にも活用できるように整備しておく必要がある。また、通常の授業においても、学生層が多様化している傾向に対応し、指導方法の多様性が求められることから、学生が小グループで自由に討議できるような演習室の整備、自己学習できる部屋や情報機器の整備等、多様な学習・指導方法がとれるように施設整備を整備することも重要である。

3) 学生および教職員のための福利厚生の整備

学習・教育活動には、学生にとっても、教職員にとっても、必然的に生活活動が伴う。こうした生活活動や学生間の交流、課外活動等が円滑に行えるように施設整備を整備することは、教育課程を通して、学生の人間性や社会性の涵養を支え、より豊かにする意味において重要である。教職員にとっても職務が円滑に遂行できるように、施設整備の整備は欠くことができない。このような福利厚生のための施設整備は、養成所を取り巻く地域環境との関連から検討し、整備されることが望ましい。

<点検>

- 1 学習・教育環境について、管理者としてのどのような考え方をもち整備しようとしているかを示し、その考え方に基づいて整備計画を立案し、実施しているか
- 2 看護の専門職教育に必要な施設整備を計画的に整備し、

54 施設設備の状態を示す資料  
→機械器具等の備品台帳等

また、医療・看護の発展や学生層の変化に合わせて、整備・改善しているか  
 3 学生および教職員にとっての福利厚生施設設備は、養成所が設置されている地域環境との関連から検討し、学生生活や教職員の職務が円滑に遂行できるように整備しているか

5 学生生活の支援

学生生活の支援については、以下の4つの視点から捉える必要がある。学生生活を支援する体制は、単に整えるだけではなく、実際に学生に活用され、学修の継続に貢献していることが重要である。

1) 学修継続への支援体制

看護師等養成所に入学後、規定の教育課程を修了できずに、途中で学修を断念せざるを得ない学生も少なからずいる。背景には、経済的理由、心身の健康上の理由、家族・家庭生活に関連する時間的制約等が挙げられる。このように、困難や制約を克服して、学生が学修を継続できるように、養成所は、教育的観点から、奨学金等の経済的支援体制、カウンセラーの配置等健康相談を受けられる体制、教育課程経営において述べたように、可能な限り多様な単位履修の方法を整える必要がある。

2) 学習困難への支援体制

看護学を学ぶ上で、基礎学力の不足の問題や、多くの科目が必修であることによる過重、臨地実習での人間関係形成の困難さを感じる学生も少なくない。このように学生に対して、養成所は支援体制を整える必要がある。

3) 社会的活動への支援体制

養成所に入学後、学生は看護学を学ぶことのみで専念するのではなく、より広い視野から自らの資質を高める活動や、社会的活動を通して社会の一員としての認識をもてるようになることも重要である。養成所は、学生が社会的活動へ積極的に参加できるように、教職員による支援・指導体制を整える必要がある。

4) 卒業後の進路選択への支援体制

卒業後の進路についての相談・指導体制も、充実したものにしておく必要がある。

55 どのように学生生活の支援体制を整えているかを示す文書

56 設定した支援体制がどのように機能しているかを示す資料、データ

<点検>

- 1 学生が入学後に学修を継続できる支援体制を多角的に、かつ学生が活用しやすいように整え、実際に学生生活の支援になっているか

6 養成所に関する情報提供  
1) 教育活動に関する関係者への情報提供

教育・学習活動は、養成所の教職員と、学生の学習活動を支援する関係者（保護者等）との協力によって推進される。したがって、このような関係者に対して、養成所の運営への協力や、学生が学習に専念するたための支援が求められるように、養成所の経営・管理方針や学生の学習状況に関する情報を積極的に提供する必要がある。

2) 広報活動

養成所がさらに発展するためには、その存在と活動内容を広く社会に知らせる必要がある。それは、入学希望者の開拓や地域社会との連携の点からだけでなく、看護師等を養成する機関としての社会的責任の点からも欠くことができない。したがって、広報活動の中には、養成所の一般的な案内だけではなく、養成所の自己点検・評価の結果等も含まれていることが望ましい。

<点検>

- 1 教育・学習活動に関する関係者（保護者等）への情報提供を行うことによつて、その協力・支援を得ているか
- 2 広報活動は、看護師等を養成する機関として、その存在を十分にアピールし、かつ社会的説明責任を果たす内容と方法になっているか

57 教育活動に関する関係者へ提供した情報に関する書類

58 広報活動の内容と方法を示す資料

7 養成所の運営計画と

養成所の運営は、設立の理念、教育目的、教育目標を達成するた

59 養成所の運営に関する年間計画、短

将来構想

1) 年間の運営計画と評価

めに、年間の運営計画に基づいて実施される必要がある。計画の中には、養成所として毎年定例のもの、その年に特有のもの等があるが、長期的展望、短期計画との整合性をもって計画・運営・評価する必要があるのである。

2) 短期計画

長期的展望を実現するためには、年間の運営計画を積み上げていくだけでなく、より短期の目標設定、計画を確実に実行していく必要がある。短期計画は、年間の運営計画の実施結果や、社会的背景の状況により、適宜修正される必要がある。

3) 中・長期計画

各養成所は、現在置かれている状況や時代の変化に伴って、養成所に対する社会の要請の変化を常に意識する必要がある。そして、その存在を維持し、さらに発展していくためには、長期的展望をもち、養成所の将来構想を明確にしておく必要がある。

<点検>

1 養成所の運営においては明確な将来構想のもとに運営の中・長期計画、短期計画、年間計画を立案し、その実施・評価は将来構想との整合性をもっているか

8 自己点検・自己評価体制

1) 自己点検・自己評価の組織

自己点検・自己評価は、管理者のみが行うものではなく、また、できるものでもない。組織的、体系的に取り組む体制を整える必要がある。これは、養成所の全教職員が自らの所属する養成所の「教育の水準を維持・発展するために活動している」という認識の形成にもつながるものである。

自己点検・評価には、資料（データ）収集、分析・解釈、課題の改善、教育理念・教育目的へのフィードバックという段階がある。自己点検・自己評価体制を整備するにあたっては、これらを効果的に行うことができようように組織編成を必要とする。その上で、どのような活動を実際に行うか、組織としての活動、メンバー個々の活動を明確にしておく必要がある。

期計画、長期展望を明示した文書  
→養成所案内等

60 自己点検・自己評価の組織体制を明示した文書

61 自己点検・自己評価の活動を示した資料

2) 資料・データの収集、蓄積

資料・データには、養成所が確実に収集、蓄積しているもの、教職員が個人の活動の中で蓄積しているもの、新たに作成からはじめなければならぬもの等がある。「自己点検・自己評価のカテゴリー一、下位項目」との関連で、資料・データをどのように収集しているか、意図的、計画的に行う必要がある。

3) 資料・データの分析、解釈

資料・データは、収集し蓄積するだけでは意味がない。分析し、課題や改善点を見出していくことが本来の意味である。したがって、自己点検・自己評価の過程では、資料・データを整理することによってはならない。さらに資料・データを分析・解釈し、課題、改善点を明確に抽出し、明示することが大切である。資料・データの分析・解釈は、専門的な知識を必要とし、管理・事務的な観点や、教育的観点、研究的観点等から、多角的に分析される必要がある。

4) 課題や改善点への取り組み

資料・データの分析によって課題や改善点を明確にしたならば、解決策についての検討を加え、計画策定に取り組みなければならぬ。課題や改善点の解決のための計画は、いつ、どのように取り組むか、取り組む手段、達成の時期等が明確である必要がある。これは、同時に教育理念、教育目的、教育目標へフィードバックし、これらの修正、維持、改善等の検討をすることを意味する。  
以上の過程と結果を踏まえ、養成所の質の向上に向けて、さらに自己点検・自己評価の過程を循環・継続していくことが重要である。

5) 第三者評価、結果の公表

自己点検・自己評価は、養成所の自らの意思で自らが行うものである。しかし、主観的な視点にさらに客観的な視点を加えるならば、分析・解釈においても、課題の抽出においても、広い視野からの検討が可能になり、看護師等を養成する機関として、より確かな教育目的の達成につながるものと考ええる。  
第三者による評価は、現在、看護師等養成所を評価するための第三者評価機関が存在していないので、どのような第三者にどのような内容を依頼するか等、養成所自らが企画し行う必要がある。自己点検・自己評価結果の公表は、看護師等を養成する機関としての社会的説明責任を果たすものであるが、第三者による評価と同様に、いつ、どのような対象に、どのような方法で行う等は、各

62 自己点検・自己評価によって改善された教育活動を示した資料

63 第三者評価や公表の考え方、計画を示す文書

成所が自ら企画するものである。評価結果を公表することによって得られるのは、養成所の発展を促す社会的反応だけではない。養成所にとって負の反応も返ってくることに推測される。しかし、養成所が教育機関という社会的存在であることを考えるならば、正負の反応を受け止め、自ら改善していく力をもつことが重要である。

<点検>

- 1 自己点検・自己評価の意味と目的を理解し、実際に自己点検・評価を行うための知識と方法を明確に持っているか
- 2 養成所の自己点検・自己評価体制を整え、運用し、その機能は、養成所のカリキュラム運営、授業実践にフィードバックし、養成所の教育理念・教育目的、教育目標を維持・改善するものとなっているか

自己点検・自己評価カテゴリー、 下位項目	「評師の考え方」と「点検」	資料（データ）
VI 入学	<p>教育理念・教育目的を實現するためには、教育理念・教育目的のつまり教育方針を適切に反映した入学者選抜の方法を採択し、入学者を確保する必要がある。入学時のどの能力を重視するか、どの選抜方法（筆記試験一科目の設定、論文、論議、面接一個人、集団、その他）が適切かが検討され、入学者選抜方針が示される。</p> <p>方針決定にあたっては、社会人入学生の増加等、受験生の動向を把握し対応することも重要である。また、入学者選抜は、準備、実施、採点、発表まで正確性、公平性が求められ、守秘義務を伴うことから、組織を編成し一貫した対応が必要である。</p>	<p>64 入学者の選抜に関する考え方、選抜方法について記述した文書 → 入学試験に関する規定、養成所案内、学生募集要項</p> <p>65 入学者状況 入学試験志願者数、受験者数、入学者数</p> <p>66 学生定員と在籍学生数の比率</p> <p>67 在籍学生状況 → 在籍学生数に対する一般試験入学生、社会人入学生、推薦入学生、編入学生の比率</p> <p>68 退学者、休学者、留年者数</p>
2 選抜の公平性	<p>入学者選抜は、準備、実施、採点、発表の過程において公平性を保つことが、受験生や社会に対する責任である。組織された委員会が守秘義務を徹底し、入学試験問題の漏洩や採点における不正等が起これないよう、教職員に対する周知徹底が管理上必要である。</p>	<p>69 選抜方法別の成績の推移</p>
3 選抜方法の妥当性	<p>入学者選抜方法と入学後の成績の推移等から、選抜方法の適切性についての評価を行う必要がある。また、教育理念・教育目的の實現に向けた教育活動を行うためには、学生定員と在籍学生数の比率が適正範囲であることが必要である。これは特に看護基礎教育に特徴的な演習や臨地実習における教育効果を高める観点から、重要である。さらに、在籍学生数に対する社会人入学生、編入学生の比率について検証することも必要である。</p>	<p>70 学生募集に関する活動状況</p>
4 入学希望者開拓への 取り組み	<p>18歳人口の減少や看護系大学の増加の中、教育方針にかなった入学者を獲得するためには、まず、受験生の動向や背景を把握、分析する必要がある。その上で、従来の募集範囲で同じ募集方法を継続するだけでなく、入学希望者本人、保護者等、地域の高等学校、さらに全国に向けて、それぞれのニーズにあった方法で教育理念や教育目標の特徴をアピールし、募集活動を積極的にを行い、入学希望</p>	

者の確保に取り組む必要がある。具体的には、募集要項の作成、ホームページの作成、受験生への説明会の開催等、受験生募集の方針・内容・方法について、組織的、計画的に検討し取り組む必要がある。

<点検>

- 1 教育理念・教育目的との一貫性から入学者選抜についての考え方を述べているか
- 2 入学者状況、入学者の推移について、入学者選抜方法の妥当性及び教育効果の視点から分析し、検証しているか

自己点検・自己評価カテゴリ、 下位項目	「評価の考え方」と「点検」	資料（データ）
VII 卒業・就業・進学 1 進路選択の状況と教育理念・教育目的との整合性	<p>卒業時における進路選択状況は、学生が目指す看護職像を反映したものと捉えられる。したがって、看護師等養成所は教育理念・教育目的に応じた卒業生を養成しているかどうかを評価するために、進路選択状況を把握する必要がある。</p> <p>進路選択状況は就業状況と進路状況とに分けて捉えることができ、就業状況は、卒業生がどのような看護のフィールドを選択したかをあらし、進学状況は、卒業生がどのような看護師等を目指しているかをあわわす。</p> <p>また、看護師等養成所は、卒業時に国家試験受験資格を付与していることから、一つの指標として、国家試験の合格状況の推移を把握し、分析することによって、養成所の教育の水準を維持できているかどうかの評価を行うことも必要である。</p> <p>さらに、卒業に至るまでの学生数の変動（留年、休学、退学、復学等）を把握することは、入学試験において養成所の求める学生を選抜できたかどうかの評価につながるため、入学時の学生数との比較において評価する必要がある。</p>	71 卒業時の学生の進学状況 保健師養成所、助産師養成所、大学編入 72 卒業生の就業状況 73 卒業生の進学状況 74 国家試験合格状況
2 卒業時の看護実践能力および卒業後の活動状況の評価	<p>卒業時の学生の看護実践能力を把握することは、看護師等を養成する教育目的が達成できているかを評価することである。また、卒業後に、就職先での看護実践能力を把握することは、在学中の教育内容が看護の現場で必要とされる実践能力の基盤となりえているかを判断するための情報として重要である。</p> <p>したがって、卒業時の学生の看護実践能力と就業先での看護実践能力とを関連づけて評価することは、期待する卒業時の学生像が、実際の比較において妥当かどうかを検討し、教育目的の達成状況をより確実に把握する上で必要である。</p> <p>また、養成所が社会のニーズに応じた人材の養成を行っているかを長期的な観点から評価するためには、卒業生の活動状況を追跡し、把握した結果を統計的に整理しておく必要がある。</p> <p>以上の評価に必要な情報を把握するためには、具体的には卒業生の就業先との情報交換や調査の実施、同窓会との連携等を計画的に</p>	75 卒業時の看護実践能力を評価した結果と分析を記述する文書 76 卒業生の状況に関して就業先へ依頼した調査の結果と分析を記述する文書 77 卒業生の活動状況を記録する文書

行う必要がある。

＜点検＞

- 1 卒業時の到達状況を捉える方法が明確であり、それを計画的に行っているか
- 2 卒業生の到達状況、就業・進学状況を分析した結果は、教育理念・教育目標と整合性があるか
- 3 卒業生の就業先での評価を把握し、問題を明確にし、教育を改善するために、就業先との情報交換や調査の実施等ができる体制を整えているか
- 4 卒業生の活動状況を把握し、統計的に整理し、教育理念・教育目標、授業の展開に活用しているか

自己点検・自己評価カテゴリー、 下位項目	「評価の考え方」と「点検」	資料(データ)
VII 地域社会／国際交流 1 地域社会と交流するための の体制	<p>看護師等養成所にとって、地域社会は、ただ単にそこに在るものとしてではなく、意図的に関わり、形成するものとして捉える考え方が必要である。地域社会を静態的概念としてではなく、動態的概念として捉える考え方は、地域社会の側から養成所を見ても当然である。このことは、地域社会の側から養成所を通して発展していくという考え方が必要である。</p> <p>看護師等養成所は、養成所が設置されている地域社会の住民や団体、保健・医療・福祉施設等のニーズに応える一方、地域社会の人的・物的資源を活用する必要がある。養成所と地域社会との交流が双方にとって意味があるようにするためには、地域社会の関連する委員会に専任の教職員が参加する等の体制を整え、組織的に取り組む必要がある。</p>	78 地域社会と交流する委員会の議事録等
1) 地域社会への貢献と ニーズの把握	<p>養成所の教育・研究活動を通して地域社会への貢献として、地域住民に対する健康や看護についての啓発・普及活動、看護師等養成所進学希望者への進路相談等が挙げられる。また、公開放課や、教職員、学生によるボランティア活動等が考えられる。また、この地域社会への貢献として重要である。そのためには、多角的にニーズを把握する方法をもつ必要がある。</p>	79 地域住民や施設と連携し健康や看護について啓発・普及活動になるような公開講座等の活動状況 80 ボランティア活動の実施状況 81 看護の日の行事としての実施状況 82 看護師等養成所進学希望者への進路相談の実施状況
2) 地域社会における資源の 活用	<p>養成所が設置されている地域社会は、養成所にとって重要な教育や学習環境である。地域社会の特徴を把握し、それが看護学実習やフィールド研究において活用されるならば、相互の関係はより密接になるだけでなく、地域社会の諸資源を含んだ教育課程を開発することも可能になる。また、これを養成所の独自性とすることができ、地域社会における資源の活用をどのように考えているかを明確にし、積極的に諸資源を活用する必要がある。</p>	83 看護学実習やフィールド研究における施設提携・地域社会との連携状況 84 地域社会における資源をどのように活用しているかを示す資料

<点検>

- 1 社会との連携に向けて、地域のニーズを把握し、看護教育活動を通して地域社会への貢献を組織的に行っているか
- 2 養成所の教育活動について、地域社会のニーズを把握する手段、養成所から地域社会へ情報を発信する手段をもっているか
- 3 地域の特徴を把握し、地域内における諸資源を養成所の学習・教育活動に取り入れているか

2 国際交流のための体制  
1) 学生・教員の国際的視野を広げるためのシステム

看護師等養成所においても、国際的視野を広げるための教育は必要である。例えば、そのための授業科目を設定していることや、外国の文献が所蔵され、インターネットの活用が容易であること等、自己学習に適した環境を整えていることが必要である。また、卒業後に、海外での学習(勉学)や、技術協力、就労を希望する者に対して、適切な情報を提供できる体制を整えることも必要である。

2) 留学生の受け入れ等に関する対応

海外からの帰国学生の受け入れや留学生の受け入れについても、地域のニーズに応じて体制を整える必要がある。さらに、海外留学を希望する学生に対しては、英文での卒業関係書類や単位認定書類を発行する必要がある。

85 教育課程において国際的視野を広げる考え方を記述した文書

86 国際交流を可能とする情報システムの設置及び活用状況

87 留学生の受け入れ等に関する対応状況  
帰国学生や留学生の受け入れ状況  
英文での卒業関係書類

<点検>

- 1 国際的視野を広げるための授業科目を設定しているか
- 2 国際的視野を広げるための自己学習に適した環境を整えているか
- 3 海外からの帰国学生や留学生の受け入れ体制があるか
- 4 留学や海外において看護職に就くこと等を希望する学生に対応できる体制があるか

自己点検・自己評価カテゴリ、 下位項目	「評価の考え方」と「点検」	資料(データ)
IX 研究 1 教員の研究的姿勢の涵養	<p>大学は、学術研究の中心的機関であり、研究活動は実施すべき基本的活動として明確に位置づけられている。看護師等養成所における教員の研究活動は、大学のように位置づけられていない。しかし、看護師等養成所の教員にも、下記の意味において研究活動は不可欠である。</p> <p>看護師等養成所は看護師等の看護基礎教育を担う教育機関である。しかし、看護基礎教育の学問的背景である看護学は、発展過程にある新しい学問領域であり、体系化が進められている段階である。このような背景の中で、社会の期待・ニーズに対応しうる看護師等の養成を目指すには、教育活動全般に対して批判的、創造的に取り組み、自らの専門性を探求し、常に新しい情報を取り込み、創意工夫した教授・学習活動を展開することが求められる。</p> <p>そのために、教員は、文献のクリティクを踏まえ、研究成果を活用する能力、および看護の事象、教育の事象について分析的に捉え、問題や課題を通して培われるものである。特に、看護実践者を養成する研究活動を通じて置かれる養成所の教員には、看護実践について、常に研究的関心と、それを追究していく研究的姿勢が重要である。</p>	88 研究活動状況 紀要・研究業績の発行状況 教員の学会入会状況 学会発表状況 誌上発表状況
2 教員の研究活動の保障と 評価 1) 研究活動の保障  2) 研究活動の評価	<p>教員の研究活動は、養成所に研究活動の支援体制が整っていることによって保障される。まず、教員一人一人が研究に価値をおき、研究活動の意義を認め、教員相互で支援し合う文化を創り上げるとともに、設置者が研究活動を奨励し、時間的(研究時間の確保)、財政的(研究費の支給)、環境的(研究室・情報検索システム等物的環境)支援の具体的内容を提示する必要がある。</p> <p>研究活動は教育活動へ還元すべきであるという視点から、その計画・成果について評価を受けるシステムを養成所内部にもつ必要がある。看護学及び看護教育の研究そのものが学際的傾向があるため、自</p>	89 教員に対する研究活動支援に関する状況 研究活動への時間的保障 研究費の確保・活用状況 研究環境状況  90 研究の協力状況 他校との研究ネットワークの状況  91 教員の研究成果を示す資料

施設のみではなく、他の施設及び他の領域の研究者とのネットワークを積極的ににつくること、あるいは、学会・誌上发表を通して研究成果についての評価を受けること、他の研究者との交流・連携をもつこと、研究協力に関する依頼に対して積極的に関与することが重要である。これらの日常の活動を通して教員自らが研究的姿勢を涵養していくことは、視野の広がりや専門性を高め、教育活動の質の向上につながるものである。

<点検>

- 1 教員の研究活動を保障（時間的、財政的、環境的）しているか
- 2 教員の研究活動を助言・検討する体制が整っているか
- 3 研究に価値をおき、研究活動を教員相互で支援し合う文  
化的素地が養成所にあるか

＜点検＞（評価内容）一覧

I 教育理念・教育目的

	当てはまる	やや当てはまる	当てはまらない
1-1 教育理念・教育目的は、自養成所の教育上の特徴を示している。	3	2	1
1-2 教育理念・教育目的は法との整合性がある。	3	2	1
2-1 教育理念・教育目的は、学生にとって学習の指針になるように具体的に示している。	3	2	1
2-2 教育理念・教育目的は実際に学生の学習の指針になっている。	3	2	1
3-1 教育理念・教育目的は、養成する看護師等の質を保障するために、どのような教育内容を設定しているかを述べている。	3	2	1
3-2 教育理念・教育目的は、養成する看護師等の質を保障するために、どのような教育方法をとるかを述べている。	3	2	1
3-3 教育理念・教育目的は、養成する看護師等の質を保障するために、どのような教育環境をとるかを述べている。	3	2	1
4-1 教育理念・教育目的は、看護、看護学教育、学生観について明示している。	3	2	1
4-2 看護、看護学教育、学生観は実際に教師の教育活動の指針となっている。	3	2	1
5-1 教育理念・教育目的は、養成する看護師等が卒業時点においてもつべき資質を明示している。	3	2	1
5-2 卒業時点にもつべき資質は、社会に対する看護の質を保障するのに妥当なものとなっている。	3	2	1

## II 教育目標

1	教育目標は、教育理念・教育目的と一貫性がある。	3	2	1
2-1	教育目標は、設定した教育内容を網羅している。	3	2	1
2-2	教育目標は、最上位の目標として、教育活動のゴールが読みとれるものとなっている。	3	2	1
3-1	教育目標は、目標内容と到達レベルが対応している。	3	2	1
3-2	教育目標は、具体的に実現可能なものとなっている。	3	2	1
4	看護実践者としての能力を育成する側面と、学習者としての成長を促すための側面から教育目標を設定している。	3	2	1
5	卒業後の継続教育の考え方を示した上で、教育目標を設定している。	3	2	1

## III 教育課程経営

### <教育課程経営者の活動>

1-1	教育課程編成者と教職員全体は、教育課程と授業実践、教育評価との関連性を明確に理解している。	3	2	1
1-2	教育課程編成者と教職員全体は、教育理念・教育目的の達成に向けて一貫した活動を行っている。	3	2	1

### <教育課程編成の考え方とその具体的な構成>

1-1	看護学の内容について明確な考え方と根拠をもって教育課程を編成している。	3	2	1
1-2	学修の到達について明確な考え方と根拠をもって教育課程を編成している。	3	2	1
1-3	学生の成長について明確な考え方と根拠をもって教育課程を編成している。	3	2	1

### <科目、単元構成>

1-1	明確な考え方と根拠をもって科目を構成している。	3	2	1
1-2	明確な考え方と根拠をもって単元を構成している。	3	2	1
1-3	科目と単元の構成の考え方は教育理念・目的、教育目標と整合性がある。	3	2	1
2-1	構成した科目は看護師等を養成するのに妥当である	3	2	1
2-2	構成した科目は養成所の特徴をあらわしている。	3	2	1

### <教育計画>

1-1	単位履修の方法とその制約について教師・学生の双方がわかるように明示している。	3	2	1
1-2	単位履修の方法は学生の単位履修を支援するものとなっている。	3	2	1

2	単位履修制の考え方を踏まえつつ、看護師等になるための学修の質を維持できるように、科目の配列をしている。	3	2	1
＜教育課程評価の体系＞				
1-1	単位認定の基準は看護師等に必要学修を認めるものとして妥当である。	3	2	1
1-2	単位認定の方法は看護師等に必要学修を認めるものとして妥当である。	3	2	1
2	他の高等教育機関と単位互換が可能な体制を整えている。	3	2	1
3-1	教育課程を評価する体系を整えている。	3	2	1
3-2	評価結果の活用における倫理規定を明確にしている。	3	2	1
＜教員の教育・研究活動の充実＞				
1-1	教員が専門性を発揮できるように、教員の担当科目と時間数を配分している。	3	2	1
1-2	教員が授業準備のための時間をとれる体制を整えている。	3	2	1
2-1	教育課程の実践者である教員が自ら成長できるように、自己研鑽のシステムを整えている。	3	2	1
2-2	教員が相互に成長できるように、相互研鑽のシステムを整えている。	3	2	1
＜学生の看護実践体験の保障＞				
1-1	臨地実習施設は、養成所の個別の教育理念・教育目的、教育目標を理解している。	3	2	1
1-2	臨地実習施設は学生の看護実践の学習を支援する体制を整えている。	3	2	1
2-1	臨地実習指導における学生の学びを保障するために、臨地実習指導者の役割を明確にしている。	3	2	1
2-2	臨地実習指導における学生の学びを保障するために、教員の役割を明確にしている。	3	2	1
2-3	臨地実習指導者と教員の協働体制を整えている。	3	2	1
3-1	学生からケアを受ける対象者の権利を尊重するための考え方を明示している。	3	2	1
3-2	対象者の権利を尊重する考え方に基づいて、学生への指導を計画的に行っている。	3	2	1
4-1	臨地実習において学生が関係する事故を把握、分析している。	3	2	1
4-2	学生に対する安全教育、安全対策を計画的に行っている。	3	2	1
IV 教授・学習・評価過程				
1	＜授業内容と教育過程との一貫性＞＜看護学としての妥当性＞＜授業内容間の関連と発展＞	3	2	1
2-1	授業の内容は、教育課程との関係において、当該学生のための授業内容として設定されている。	3	2	1
2-1	授業内容のまとまりの考え方を明確に述べている。	3	2	1

- 2-2 授業内容のまとまりの考え方は、科目目標との整合性をもっている。 ..... 3 2 1
- 3 授業内容のまとまりは、看護学の教育内容として妥当性がある。 ..... 3 2 1
- 4 授業内容間の重複や整合性、発展性等が明確になっている。 ..... 3 2 1

<授業の展開過程>

- 1 授業形態（講義、演習、実験、実習）は、授業内容に応じて選択している。 ..... 3 2 1
- 2 授業展開に用いる指導技術についての考え方を授業計画等に明示し、実践している。 ..... 3 2 1
- 3 授業の展開過程の他に、学生の学習が深化、発展するための方法を意図的に選択し、学習を支援している。 ..... 3 2 1
- 4 学生に対し効果的な教育・指導を行うために、教員間の協力体制を明確にしている。 ..... 3 2 1

<目標達成の評価とフィードバック>

- 1-1 評価計画を立案し、実施している。 ..... 3 2 1
- 1-2 評価結果に基づいて、実際に授業を改善している。 ..... 3 2 1
- 2-1 学生および教育活動を多面的に評価するために、多様な評価の方法を取り入れている。 ..... 3 2 1
- 2-2 教育目標の達成状況を多面的に把握している。 ..... 3 2 1
- 3-1 学生に単位認定のための評価基準と方法を公表している。 ..... 3 2 1
- 3-2 単位認定の評価には公平性が保たれている。 ..... 3 2 1

<学習への動機づけと支援>

- 1-1 シラバスの提示や学習への指導は、養成所全体としての一貫性がある。 ..... 3 2 1
- 1-2 シラバスの提示や学習への指導は、学生の学習への動機づけと支援になっている。 ..... 3 2 1

V 経営・管理過程

<設置者の意思・指針>

- 1-1 養成所の管理者は教育理念・教育目的についての考え方を明示している。 ..... 3 2 1
- 1-2 養成所の管理者は教育課程経営についての考え方を明示している。 ..... 3 2 1
- 1-3 養成所の管理者は教育評価についての考え方を明示している。 ..... 3 2 1
- 1-4 養成所の管理者は養成所の管理運営等についての考え方を明示している。 ..... 3 2 1
- 1-5 明示した管理者の考えと、設置者の意思とは一貫性がある。 ..... 3 2 1
- 1-6 教職員は養成所の設置者と管理者の考え方を理解している。 ..... 3 2 1

VII 地域社会／国際交流

<地域社会>

1-1	社会との連携に向けて、地域のニーズを把握している。	3	2	1
1-2	看護教育活動を通して地域社会への貢献を組織的に行っている。	3	2	1
2-1	養成所の教育活動について、地域社会のニーズを把握する手段をもっている。	3	2	1
2-2	養成所から地域社会へ情報を発信する手段をもっている。	3	2	1
3-1	養成所が設置されている地域の特徴を把握している。	3	2	1
3-2	地域内における諸資源を養成所の学習・教育活動に取り入れている。	3	2	1

<国際交流>

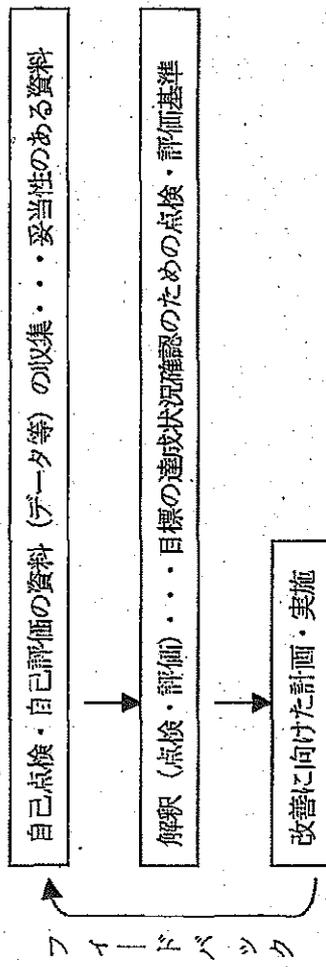
1	国際的視野を広げるための授業科目を設定している。	3	2	1
2	国際的視野を広げるための自己学習に適した環境を整えている。	3	2	1
3	海外からの帰国学生や留学生の受け入れ体制を整えている。	3	2	1
4	留学や海外において看護職に就くこと等を希望する学生に対応できる体制を整えている。	3	2	1

IX 研究

1	教員の研究活動を保障（時間的、財政的、環境的）している。	3	2	1
2	教員の研究活動を助言・検討する体制を整えている。	3	2	1
3	研究に価値をおき、研究活動を教員相互で支援し合う文化的素地が養成所内にある。	3	2	1

### C. 自己点検・自己評価活動の開始と継続

各段階にはそれぞれの活動に要する期間が必要である



<例>

#### 第一ラウンド：自己点検・自己評価の土台をつくる

1. 自己点検・自己評価のための組織を立ち上げる（この組織自体を後の活動によって改善していく）
2. 自己点検・自己評価に関する知識と方法についての不明な点を明らかにし、理解を深めるために、本指針に基づき、全カテゴリーについて自己点検・自己評価を実施してみる（この段階において、本指針中の「評価の考え方と点検」の理解を確実にしていく）
3. 自己点検・自己評価について、どのように取り組むか等について計画立案する
  - 1) 自己点検・自己評価のどのようなカテゴリーから取り組むか等について明確にする
  - 2) 指針の中の資料（データ）について、組織的な蓄積の計画を明確にする
  - 3) 自己点検・自己評価の時期を明確にする
4. 上記3-3)で計画した時期に、自己点検・自己評価を実施し、その結果に基づいて改善点と改善に向けての具体策を明示する
5. 挙げられた改善策を実施する
6. 上記1-5を振り返り、自己点検・自己評価の組織とその活動内容をより精緻に整える

#### 第二ラウンド：自己点検・自己評価の継続、評価結果の公表、第三者評価の導入

1. 第一ラウンドを踏まえて、「教育の水準の維持」および「創意工夫のある教育の追究」に向けて、自己点検・自己評価を継続して実施する  
たとえば、看護師養成所の場合、3年を1クールとして、4年ごとの自己点検・自己評価を実施する
2. 第三者評価を得る機会を設定し、より客観性のあるフィードバックが得られるようにする
3. 評価結果についての公表を計画的に実施する

(参考)

「看護師等養成所の教育活動等に関する自己評価指針作成検討会」

委員名簿（五十音順）

座長	あさかわ あきこ 浅川 明子	海老名高等看護学院学院長
	あらかわ まちこ 荒川真知子	東京警察病院看護専門学校教務部長
	かさい かつよ 笠井 勝代	前 国立善通寺病院附属善通寺看護学校副校長
	すずき みどり 鈴木ミドリ	福島県立総合衛生学院保健学科長
	なりた ようこ 成田 容子	医療法人社団スズキ病院附属助産学校教務長
	ひしぬま みちこ 菱沼 典子	聖路加看護大学看護学教授
	ひらやま あきこ 平山 朝子	岐阜県立看護大学長
	ふなしま なをみ 舟島なをみ	千葉大学看護学部教授
	ほし ほくと 星 北斗	(社) 日本医師会常任理事
	やまざき みえこ 山崎美恵子	(社) 日本看護協会看護教育・研究センター長

\*所属機関・役職は平成15年4月現在